



ら逃れるため、区が手配したビジネスホテルの非常階段には、携帯電話が入ったポシェットとスニーカーが置いてあったそうです。彼女は、取調べに当たつた元刑事の勧めで夜間中学に進み、将来は介護福祉士になる夢を抱きました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大で、新入生代表として挨拶する予定だった入学式が延期、落ち込んで薬物仲間からもられたコカインを使用してしまいました。元刑事との電話での最後の一分半ほどの会話はこうです。「もうどうでもいいよ」、「どうでもよくないから頑張つてきたんだろ。諦めない努力をしないと」、「わかった」。彼女は、「コロナのせいでも何かもなくなつた。もうどうでもいいんだ、私は」とも元刑事に語つていたそうです。十三年ぶりの中学生生活を目前にした、つい一月ほど前の悲劇です。朝日新聞の女性記者が、丁寧な取材で二十五歳の短い人生を開じた女性の悲しい思いを記録しています。

緊急事態、エマージェンシーの語源はエマージ、何かが現れるという意味です。私たちには悪いこともいいことも見えてきました。例えば、イギリス在住の作家、ブレイディみかこさんは、ロックダウンのせいでブライトンでは二酸化窒素排出量が六〇%も減少し、信じられないような晴天が続いていると新潮社の「波」に書いています。日本では、新型コロナ禍によって生活保護受給申請者の増加や二百を超えた倒産、一万六千人を超える解雇や雇い止めなど、社会の相貌が徐々に、あるいは急激に変わろうとしています。

抽象的な言葉や数字の背景には生身の人間があります。一人一人、人生の機微に直接、あるいは間接、あるいは想像力を持つて触れることが政治家には求められているのでしょうか。自民党的石破茂衆議院議員は「エルネオス」というビジネス情報誌

でこう語っています。与党の中で一步離れた立場で見てると、多くの国民の気持ちと政権の対応に乖離があるような気がします。言葉を換えれば、現実がどこまで見えているか

という問題です。

総理に伺います。

総理の目に新型コロナ禍にある日本の姿はどうのように映つているのでしょうか。他人に届かない干物の言葉ではなく、生ものとしての言葉で具体的イメージを語つてください。

多くの国民の気持ちと政権との乖離で分かりやすい第一の問題が、いわゆるアベノマスクです。経産省出身の官邸官僚は、全国民に布マスクを配れば不安はばつと消えますからと総理に進言したといいます。そして、四月一日、総理は一世帯に二枚ずつ布マスクを配る計画を表明しました。

しかし、妊婦向けに届いた布マスクにはごみや髪の毛などが入っている不良品が多く、全世界には五月中に配布を完了するとしていたものの、六月四日時点で配布率は六四%にとどまっています。私が確認しただけでも、おおむね配布を完了と zwar 東京でもアベノマスクはまだ届いておりませんか。合理的な説明をしてください。

法務大臣に伺います。

論調査では、黒川前東京高検検事長の処分について、納得できないが八〇・六%、納得できるが一四・八%でした。処分とは訓告です。

法務大臣に伺います。

法務省職員の訓告等に関する訓令にはこう書かれています。よくお聞きください。「訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に、当該職員の

責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員を指導する措置として行うものとする」、ここに明記されています。辞職した黒川東京高検検事長に法務省の将来の服務などありません。辞めていく者にこれから

の仕事について指導することは無意味ですか

ら、この訓告そのものが成り立たないのでありますか。合理的な説明をしてください。

法務大臣に更に伺いましょう。

先ほど紹介した東京高検の文書では、国公法第

九十九条の信用失墮行為の禁止の説明で、「刑罰の対象となる事案が多く、そのほとんどは刑事罰に加え懲戒処分を受けることになります」とあ

り、その対象の一つに賭博が明記されています。

法務大臣の認識では賭けマージャンは賭博に当たらないのでしょうか。明確にお答えください。

さらに、いつも不可解なことがあります。二〇一七年三月に賭けマージャンで防衛省は自衛隊員

九人を停職処分にしました。点ピッタリつまり、千

点百円のレートは同じです。なぜ同じレベルの賭

けマージャンなのに、自衛隊員は懲戒処分として

の停職処分にされたのに、黒川前検事長は措置と

しての訓告なのでしょうか。

法務大臣は、五月二十一日の午前十時頃、取材にこう語っています。大変ゆき事態だ、賭け

マージャンであれば賭博罪に当たる、しっかりと調

査を終わらせて、今日の夕方には結果を公表し、

処分を発表したい。処分するとはつきり述べてい

ます。大臣は懲戒処分にするつもりだったのではないか

ですか。それを訓告という余りにも軽い措置で終わらせたのは、法務官僚と官邸の意思が働いたのではないでしょうか。

法務大臣は、翌二十二日の記者会見で決定過程

を明確に語りました。よくお聞きください。様々

なことを総合考慮した上で、内閣で決定したもの

を、私が検事総長にこういった処分が相当である

の問題は、黒川東京高検前検事長の定年延長問題です。産経新聞とFNNによる六月一日公表の世論調査では、黒川前東京高検検事長の処分について、納得できないが八〇・六%、納得できるが一四・八%でした。処分とは訓告です。

法務大臣に伺います。

法務省職員の訓告等に関する訓令にはこう書かれています。よくお聞きください。「訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に、当該職員の責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員を指導する措置として行うものとする」、ここに明記されています。辞職した黒川東京高検検事長に法務省の将来の服務などありません。辞めていく者にこれから

の仕事について指導することは無意味ですか

ら、この訓告そのものが成り立たないのでありますか。合理的な説明をしてください。

法務大臣に更に伺いましょう。

解釈変更した日付を示す文書をなぜ出せないのですか。

法相に伺います。

総理に伺います。

総理の目に新型コロナ禍にある日本の姿はどう

に乖離があるような気がします。

言葉を換えれば、現実がどこまで見えているか

という問題です。

総理に伺います。

総理の目に新型コロナ禍にある日本の姿はどう

に乖離があるような気がします。

言葉を

官報(号外)

のではないかということを申し上げ、監督者である検事総長から訓告処分にするという知らせを受けたところでござります。

まとめましょ。まず内閣で決定。次に大臣が検事総長に提案。検事総長が了解した。文意は明確です。森大臣は正直に語っていたのです。大甘処分を下したのは法務省ではなく官邸ではないですか。森大臣は懲戒処分を求めたのに官邸に否定された。これが事実ではないでしょうか。それとも、大臣は五月二十二日の御自身の発言を否定するのですか。

多くの国民の気持ちと政権が乖離している第三の問題は、持続化給付金をめぐる委託費七百六十九億円の疑惑や第二次補正予算における十兆円の予備費の異例な規模の問題です。

過去二十年以上続いた平均予備費三千五百億円の三十倍近く、リーマン・ショック直後の経済緊急対応予備費でも一兆円でした。当初予算及び一次補正と合わせると、十二兆円もの予備費を国で事前チエックできないのです。

財務大臣にお聞きします。

追加の対策が必要なら、第三次補正予算案を国会で審議するのが憲法八十三条に基づく財政民主主義の基本ではないですか。

多くの国民の気持ちと政権が乖離している第四の問題は、拉致問題です。

第二次安倍政権が発足して七年半近くが過ぎました。第一次と合わせると八年半です。安倍総理は、拉致問題は最重要課題だとずっと内外で主張してきました。しかし、被害者の帰国では残念ながら成果はゼロです。

六月五日、被害者家族会の代表を十年ほど務めた横田滋さんが八十七歳でお亡くなりになりました。あの笑顔が今も心に浮かびます。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

まとめましょ。まず内閣で決定。次に大臣が検事総長に提案。検事総長が了解した。文意は明確です。森大臣は正直に語っていたのです。大甘処分を下したのは法務省ではなく官邸ではないですか。森大臣は懲戒処分を求めたのに官邸に否定された。これが事実ではないでしょうか。それとも、大臣は五月二十二日の御自身の発言を否定するのですか。

多くの国民の気持ちと政権が乖離している第三の問題は、持続化給付金をめぐる委託費七百六十九億円の疑惑や第二次補正予算における十兆円の予備費の異例な規模の問題です。

過去二十年以上続いた平均予備費三千五百億円の三十倍近く、リーマン・ショック直後の経済緊急対応予備費でも一兆円でした。当初予算及び一次補正と合わせると、十二兆円もの予備費を国で事前チエックできないのです。

財務大臣にお聞きします。

追加の対策が必要なら、第三次補正予算案を国会で審議するのが憲法八十三条に基づく財政民主主義の基本ではないですか。

多くの国民の気持ちと政権が乖離している第四の問題は、拉致問題です。

第二次安倍政権が発足して七年半近くが過ぎました。第一次と合わせると八年半です。安倍総理は、拉致問題は最も重要な課題だとずっと内外で主張してきました。しかし、被害者の帰国では残念ながら成果はゼロです。

六月五日、被害者家族会の代表を十年ほど務めた横田滋さんが八十七歳でお亡くなりになりました。あの笑顔が今も心に浮かびます。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

なぜ拉致問題は解決しないのですか。あらゆるチャンスを逃すことなく、果断に行動していくかなければならぬといった官僚的な常套句でなく、政府はこういった亡くなつてから騒ぐのではなく、政府はこうなる前に解決に向けて考えてほしいと考えています。

総理に三点伺います。

なぜ拉致問題は解決しないのですか。あらゆるチャンスを逃すことなく、果断に行動していくかければならないといった官僚的な常套句でなく、政府はこうなる前に解決に向けて考えてほしいと考えています。

なぜ拉致問題は解決しないのですか。あらゆるチャンスを逃すことなく、果断に行動していくかければならないといった官僚的な常套句でなく、政府はこうなる前に解決に向けて考えてほしいと考えています。

安倍総理は、二〇一六年の年頭所感で、築城三年、落城一日、政府には常に国民の厳しい目が注がれています。それから四年半弱、国民の厳しい目が更に強まっていることは総理御自身が日々実感されていることでしょう。

ノンフィクション作家の佐野真一さんは、安倍政権を評価して、明治以来最悪と語っています。この超長期政権もいすれ歴史の法廷で厳しく裁かれるでしょう。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 有田議員にお答えいたします。

私は、三月十六日の予算委員会などで何度もも相に問うてきた問題があります。それは、政府認定拉致被害者の田中実さんと特定失踪者の金田龍光さんが生存していると北朝鮮から二〇一四年に通告されたものの、その事実さえまだ認めないことです。田中さんと金田さんの安否確認をするべきですが、もう六年も放置したままです。余りにも冷淡ではありませんか。それとも、拉致被害者の救出に序列でもあるのでしょうか。

田中さんは七十歳。どうしていらっしゃるか全く分かりません。警察庁も把握しているように、結婚した相手が日本人だという情報もあります。

それが拉致被害者なのか、特定失踪者なのか、確認するのが政府の責任です。

政治学者の御厨貴さんは、「政治が危ない」という本の中で、安倍総理が語った言葉を記録しています。僕が安倍さんにインタビューして、アベノミクスは本当に成功したんですかねと聞いたたら、アベノミクスっていうのはやつてる感なんだから、成功とか不成功とか関係ない、やつてることが大事。政府にとっては拉致問題もまたやつて、感が大事なのでしょうか。

安倍総理は、二〇一六年の年頭所感で、築城三年、落城一日、政府には常に国民の厳しい目が注がれています。それから四年半弱、国民の厳しい目が更に強まっていることは総理御自身が日々実感されていることでしょう。

ノンフィクション作家の佐野真一さんは、安倍政権を評価して、明治以来最悪と語っています。この超長期政権もいすれ歴史の法廷で厳しく裁かれるでしょう。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 有田議員にお答えいたします。

私は、三月十六日の予算委員会などで何度もも相に問うてきた問題があります。それは、政府認定拉致被害者の田中実さんと特定失踪者の金田龍光さんが生存していると北朝鮮から二〇一四年に通告されたものの、その事実さえまだ認めないことです。田中さんと金田さんの安否確認をするべきですが、もう六年も放置したままです。余りにも冷淡ではありませんか。それとも、拉致被害者の救出に序列でもあるのでしょうか。

田中さんは七十歳。どうしていらっしゃるか全く分かりません。警察庁も把握しているように、結婚した相手が日本人だという情報もあります。

それが拉致被害者なのか、特定失踪者なのか、確認するのが政府の責任です。

供給面では、これまで国内増産に加え輸入増加にも取り組んできた結果、先月は月八億枚を超える供給を確保しましたが、医療機関向けのサージカルマスクを優先的に供給していることも踏まえれば、不安なくマスクを入手できるよう、需要拡大に見合う十分な供給量を確保するためには、引き続き厳しい状況が続いていると考えております。こうした中で、洗うことで再利用可能な布マスクは、そうした需要の増大を抑え、需給バランスを回復することに大きな効果が期待できると考えております。

御指摘の全戸配布については、一億二千万枚を上回るマスクの製造やこん包、配送作業に携わる多くの皆さんがこの危機に際して力を尽くしてくれました。この間の国民の皆様の多大なる御協力によって、我が国では、欧米のような罰則を伴う強制措置を行うことなく緊急事態宣言を解除することができました。また、人口当たり感染者数や死亡者数も、主要な先進国の中でも圧倒的に少なく抑え込むことができております。

他方で、こうした成果の背後には、不自由な生活、厳しい経済状況を強いられる国民の皆様、経営上ぎりぎりの困難に直面している事業者の皆様がおられることもあります。

こうした中にあって、国民の皆様の命と暮らし、事業と雇用は何としても守り抜いていく、それが政治の責任です。引き続き、国民の皆様一人一人の状況に思いをはせ、様々な声に真摯に耳を傾けながら、政府としての責任をしっかりと果たしていく考えです。

布製マスクの配布についてお尋ねがありまし

御指摘の全戸配布については、一億二千万枚を上回るマスクの製造やこん包、配送作業に携わる多くの皆さんがこの危機に際して力を尽くしてくれました。この間の国民の皆様の多大なる御協力によって、我が国では、欧米のような罰則を伴う強制措置を行うことなく緊急事態宣言を解除することができました。また、人口当たり感染者数や死亡者数も、主要な先進国の中でも圧倒的に少なく抑え込むことができております。

他方で、こうした成果の背後には、不自由な生活、厳しい経済状況を強いられる国民の皆様、経営上ぎりぎりの困難に直面している事業者の皆様がおられることもあります。

こうした中にあって、国民の皆様の命と暮らし、事業と雇用は何としても守り抜いていく、それが政治の責任です。引き続き、国民の皆様一人一人の状況に思いをはせ、様々な声に真摯に耳を傾けながら、政府としての責任をしっかりと果たしていく考えです。

布製マスクの配布についてお尋ねがありまし

た。今後、新しい生活様式の定着を図っていく上で、国民の皆様には外出時のマスク着用をお願いしておりますが、仮に国民全員が毎日使い捨てマスクを利用するとなると、その需要は月三十億枚を超えることになります。

供給面では、これまで国内増産に加え輸入増加にも取り組んできた結果、先月は月八億枚を超える供給を確保ましたが、医療機関向けのサージカルマスクを優先的に供給していることも踏まえれば、不安なくマスクを入手できるよう、需要拡大に見合う十分な供給量を確保するためには、引き続き厳しい状況が続いていると考えております。こうした中で、洗うことで再利用可能な布マスクは、そうした需要の増大を抑え、需給バランスを回復することに大きな効果が期待できると考えております。

御指摘の全戸配布については、一億二千万枚を上回るマスクの製造やこん包、配送作業に携わる多くの皆さんがこの危機に際して力を尽くしてくれました。この間の国民の皆様の多大なる御協力によって、我が国では、欧米のような罰則を伴う強制措置を行うことなく緊急事態宣言を解除することができました。また、人口当たり感染者数や死亡者数も、主要な先進国の中でも圧倒的に少なく抑え込むことができております。

他方で、こうした成果の背後には、不自由な生活、厳しい経済状況を強いられる国民の皆様、経営上ぎりぎりの困難に直面している事業者の皆様がおられることもあります。

こうした中にあって、国民の皆様の命と暮らし、事業と雇用は何としても守り抜いていく、それが政治の責任です。引き続き、国民の皆様一人一人の状況に思いをはせ、様々な声に真摯に耳を傾けながら、政府としての責任をしっかりと果たしていく考えです。

布製マスクの配布についてお尋ねがありまし

務員法の定年制は検察庁法により適用除外されていました。一方、検察官も一般職の国家公務員であるため、今般、検察庁法に定められている特例以外については一般法たる国家公務員法が適用されるという関係にあり、検察官の勤務延長については国家公務員法の規定が適用されると解釈することとしたものです。

従前の解釈を改めたのは、黒川前東京高検検事長の勤務延長を閣議決定する前の本年一月二十四日であり、このことは法務省や人事院、内閣法制局からの答弁内容等から明らかであると考えております。

また、今般の解釈変更について、法務省と内閣法制局との間で本年一月十七日から同月二十一日まで協議が行われた旨記載された文書等を既に国会に提出しているものと承知しております。

拉致問題についてお尋ねがありました。法務省と内閣法制局との間で本年一月十七日から同月二十一日まで協議が行われた旨記載された文書等を既に国会に提出しているものと承知しております。

まず、六月五日に拉致被害者の横田めぐみさんのお父様、横田滋さんが御逝去されました。御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に心からお悔やみを申し上げます。

滋さんが早紀江さんとともにその手でめぐみさんを抱き締めることができた日が一日も早く来るようとの思いで、これまで全力を尽くしてまいりました。

御指摘の二〇一四年三月に、横田さん御夫妻がウランバートルでお孫さんのキム・ウンギヨンさんと面会できた際には、私自身大変胸が熱くなる思いがいたしましたが、滋さんが御存命の間にめぐみさんとの再会を実現できなかつたことは断腸の思いであり、誠に申し訳なく思つております。

安倍内閣で拉致問題を解決するとの決意は、今も全く変わりありません。肉親の帰国を強く求められた御家族の切実な思い、積年の思いを胸に、何と

しても安倍内閣で拉致問題を解決する決意であります。

その上で、北朝鮮による拉致被害者や拉致の可能性が排除できない方については、平素から情報収集等に努めていますが、今後の対応は、支障を来すおそれがあることから、それらについてお答えすることは差し控えさせていただきます。

御家族も御高齢となる中、もはや一刻の猶予もありません。全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、あらゆるチャンスを逃すことなく果斷に行動していく所存です。

なお、アベノミクスに関する御指摘のような発言は、私自身行つております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 有田芳生議員から、予備費について一問お尋ねがあつております。

新型コロナウイルス感染症については、今後の長期戦を見据え、状況の変化に応じ、臨機応変に対応する必要があろうと存じます。

そうした中で、今般提出した第二次補正予算に

おきましては、諸外国で制限を緩めた後に再び感染症が増加傾向に転じた例が確認されておりま

す。一方で、補正予算の編成からその成立までに

能性も排除できないということだと思っておりま

す。一方で、補正予算の編成からその成立までに

事態の急変に対することなどを踏まえて、

の備えとして、新型コロナウイルスの感染症対策

予備費を十兆円追加することとしたものであります。

この予備費の扱いにつきましては、与野党の国

対委員長間の合意を踏まえ、先ほどの財政演説で

御説明したとおりであります。

なお、予備費につきましては、憲法第八十七条におきまして、予見し難い予算の不足に充てるた

め、国会の議決に基づいてこれを設けることがであります。

また、黒川氏に対する訓告は、懲戒処分ではなく、法務省の訓令に基づく監督上の措置としてな

きるところとされています。このように監督上の措置についても一般的には処分と称されるものと承知しております。このように監督上の措置についても一般的には処分と称されるものと承知してお

ります。

黒川氏に対する訓告についても処分という表

現をも用いて答弁しているものです。

次に、解釈変更のプロセスについてお尋ねがあ

ります。

そこで、北朝鮮による拉致被害者や拉致の可

能性が排除できない方については、平素から情報収集等に努めていますが、今後の対応は、支障を来すおそれがあることから、それらについてお答えすることは差し控えさせていただきます。

御家族も御高齢となる中、もはや一刻の猶予も

ありません。全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、あらゆるチャンスを逃すことなく果斷に行動していく所存です。

なお、アベノミクスに関する御指摘のよう

な発言は、私自身行つております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。(拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 有田芳生議員にお答えいたします。

布製マスクの配布状況についてお尋ねがあります。

全戸向けの布製マスクの配布枚数は、本日六月八日までに約七八%、約九千七百万枚と見込んでおります。引き続き、六月中旬を目指して、なるべく早く国民の皆さんのお手元にお届けできるよう全力で取り組んでまいります。(拍手)

○国務大臣(森まさこ君) 有田芳生議員にお答え申し上げます。

〔国務大臣森まさこ君登壇、拍手〕

○国務大臣(森まさこ君) 有田芳生議員にお答え申し上げます。

まず、黒川氏に対してなされた訓告の意義や懲

戒処分との区別についてお尋ねがありました。

法務省の訓令上、訓告は、将来における服務の

厳正又は職務遂行の適正を確保するため該職員

を指導する措置として行うものとする旨定められ

ています。このうち、将来における服務の厳正と

解釈について整理した文書です。そのため、同規

則に定められた方法による決裁は要しない扱いと

してきました。

御指摘の解釈変更に当たり、検察官への勤務延

長制度の適用に関する解釈を記載した文書は、檢

察官の定年引上げに関する法律案策定の過程にお

いて、その検討の前提として、現行の検察庁法の

解釈について整理した文書です。そのため、同規

則に定められた方法による決裁は要しない扱いと

してきました。

もつとも、同文書は検察庁法の解釈について改

めて整理しようとするものであることから、事務

次官まで文書を確認して了解し、その上で私も事

務方からその内容等について必要な報告を受けて

了解していたものであり、適切なプロセスを経た

と考えています。

次に、いわゆる賭けマージャンの賭博の該当性

及び黒川氏の処分についてお尋ねがありました。

御指摘の東京高等検察庁の文書には、懲戒処分

となり得る信用失墜行為の例の一つとして、賭博

官報(号外)

が記載されています。そこに賭博の定義は示されていませんが、一般に賭博とは、偶然の事実によつて財物の得喪を争うことをいうと解されおり、財物を賭けてマージャンを行うことも賭博に当たり得るものと考えられます。

他方、刑法上の賭博に当たるかどうかについては、犯罪の成否は捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、お答えは差し控えます。

また、黒川氏の処分は、事案の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、法務省における先例も踏まえて決定されたものであり、適正な処分であると考えています。御指摘の自衛官の事案については、防衛省において、当該事案の内容等の諸般の事情を考慮して処分を決定されたものと考えています。

最後に、黒川氏に対する訓告を決定した過程等についてお尋ねがありました。

黒川氏の処分については、法務省としては、調査結果を踏まえ、監督上の措置として最も重い訓告が相当であると考えました。そこで、検事長の監督者である検事総長に対し、法務省が行つた調査結果とともに、法務省としては訓告が相当と考える旨を伝え、検事総長においても、訓告が相当であると判断したものです。したがつて、黒川氏の訓告の処分内容を決定したのはあくまで法務省及び検事総長であり、御指摘は当たりません。

そして、私から官房長官に対し、訓告が相当である旨の法務省の決定を報告したところ、異論がない旨、回答を得ました。その後、改めて、法務省から検事総長に対し、訓告が相当であることを伝え、検事総長から黒川氏に対し、訓告の措置がなされたものです。

總理に対しては、最終的に、調査結果、これを踏まえて処分したこと及び辞意が表明されたこと

を私が報告し、法務省の対応について了解を得たものです。

五月二十二日の記者会見における私の発言は、官房長官に報告したところ、その決定に異論がないことはございません。(拍手) 異なるものではございません。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいま場内協議中でござりますので、しばらくお待ちください。

○議長(山東昭子君) 古賀友一郎さん。

(古賀友一郎君登壇 拍手)

○古賀友一郎君 自由民主党の古賀友一郎です。

私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただいま議題となりました令和二年度第二次補正予算案の財政演説に対して質問いたします。

まず冒頭、拉致被害者救出運動のリーダーであつた横田滋さんの御逝去を悼み、心から御冥福をお祈り申し上げます。

四十年以上、めぐみさんの帰りを待ち続けながらついに再会を果たせなかつた無念を、私たち日本国民は共有しなければなりません。この拉致問題の解決は、まさしく時間との戦いにもなっています。一日も早く拉致被害者の方々が帰国できるよう、安倍総理を先頭に、政府におかれではなおり、あらゆる方面に配慮した内容となりました。

また、家賃の支援において融資と公費負担を組み合わせたいわゆるハイブリッド方式を採用するなど、三月に申し入れた参議院自民党政策審議会の提言内容を取り入れていただきしたことにも感謝申しあげます。

そして、新型コロナウイルス感染症につきまして、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族、関係者の方々に衷心よりお悔やみ申し上げます。また、現在も闘病中の皆様に心からお見舞い申し上げます。

さらに、現場において感染拡大の防止、感染者への治療に全力で当たつていただいている医療、介護等関係者の皆様の献身的な御尽力に心からの

を私が報告し、法務省の対応について了解を得たものです。

五月二十二日の記者会見における私の発言は、

官房長官に報告したところ、その決定に異論がないことはございません。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいま場内協議中でござりますので、しばらくお待ちください。

○議長(山東昭子君) 古賀友一郎さん。

(古賀友一郎君登壇 拍手)

○古賀友一郎君 自由民主党の古賀友一郎です。

私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただいま議題となりました令和二年度第二次補正予算案の財政演説に対して質問いたします。

まず冒頭、拉致被害者救出運動のリーダーであつた横田滋さんの御逝去を悼み、心から御冥福をお祈り申し上げます。

四十年以上、めぐみさんの帰りを待ち続けながらついに再会を果たせなかつた無念を、私たち日本国民は共有しなければなりません。この拉致問題の解決は、まさしく時間との戦いにもなっています。一日も早く拉致被害者の方々が帰国できるよう、安倍総理を先頭に、政府におかれではなおり、あらゆる方面に配慮した内容となりました。

また、家賃の支援において融資と公費負担を組み合わせたいわゆるハイブリッド方式を採用するなど、三月に申し入れた参議院自民党政策審議会の提言内容を取り入れていただきことにも感謝申しあげます。

そして、新型コロナウイルス感染症につきまして、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族、関係者の方々に衷心よりお悔やみ申し上げます。また、現在も闘病中の皆様に心からお見舞い申し上げます。

さらに、現場において感染拡大の防止、感染者への治療に全力で当たつていただいている医療、介護等関係者の皆様の献身的な御尽力に心からの

を私が報告し、法務省の対応について了解を得たものです。

五月二十二日の記者会見における私の発言は、

官房長官に報告したところ、その決定に異論がないことはございません。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいま場内協議中でござりますので、しばらくお待ちください。

○議長(山東昭子君) 古賀友一郎さん。

(古賀友一郎君登壇 拍手)

○古賀友一郎君 自由民主党の古賀友一郎です。

私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただいま議題となりました令和二年度第二次補正予算案の財政演説に対して質問いたします。

まず冒頭、拉致被害者救出運動のリーダーであつた横田滋さんの御逝去を悼み、心から御冥福をお祈り申し上げます。

四十年以上、めぐみさんの帰りを待ち続けながらついに再会を果たせなかつた無念を、私たち日本国民は共有しなければなりません。この拉致問題の解決は、まさしく時間との戦いにもなっています。一日も早く拉致被害者の方々が帰国できるよう、安倍総理を先頭に、政府におかれではなおり、あらゆる方面に配慮した内容となりました。

また、家賃の支援において融資と公費負担を組み合わせたいわゆるハイブリッド方式を採用するなど、三月に申し入れた参議院自民党政策審議会の提言内容を取り入れていただきことにも感謝申しあげます。

そして、新型コロナウイルス感染症につきまして、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族、関係者の方々に衷心よりお悔やみ申し上げます。また、現在も闘病中の皆様に心からお見舞い申し上げます。

さらに、現場において感染拡大の防止、感染者への治療に全力で当たつていただいている医療、介護等関係者の皆様の献身的な御尽力に心からの

を私が報告し、法務省の対応について了解を得たものです。

五月二十二日の記者会見における私の発言は、

官房長官に報告したところ、その決定に異論がないことはございません。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいま場内協議中でござりますので、しばらくお待ちください。

○議長(山東昭子君) 古賀友一郎さん。

(古賀友一郎君登壇 拍手)

○古賀友一郎君 自由民主党の古賀友一郎です。

私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただいま議題となりました令和二年度第二次補正予算案の財政演説に対して質問いたします。

まず冒頭、拉致被害者救出運動のリーダーであつた横田滋さんの御逝去を悼み、心から御冥福をお祈り申し上げます。

四十年以上、めぐみさんの帰りを待ち続けながらついに再会を果たせなかつた無念を、私たち日本国民は共有しなければなりません。この拉致問題の解決は、まさしく時間との戦いにもなっています。一日も早く拉致被害者の方々が帰国できるよう、安倍総理を先頭に、政府におかれではなおり、あらゆる方面に配慮した内容となりました。

また、家賃の支援において融資と公費負担を組み合わせたいわゆるハイブリッド方式を採用するなど、三月に申し入れた参議院自民党政策審議会の提言内容を取り入れて所提供之ことで、これまでの対応の中で得られた教訓や反省点、さらには新たに分かってきた知見等も踏まえ、感染第二波にどのように備えていくのか、総理に伺います。

そこで、これまでの対応の中で得られた教訓や反省点、さらには新たに分かってきた知見等も踏まえ、感染第二波にどのように備えていくのか、総理に伺います。

先月から沖縄、九州南部、四国と梅雨入りし、これから全国的に雨のシーズンとなつてきます。この時期は、近年の西日本豪雨、九州北部豪雨など大雨の災害に見舞われやすく、住民の方々が避難を余儀なくされる季節でもあります。また、地震国である我が国では、いつどこで大規模な地震に襲われるかも不思議ではありません。不幸にもそうした自然災害が感染第二波と重なつてしまい、

人が密集する避難所においてクラスターが発生したり、あるいは、広域的に人が密集するボイントができることによって第二波発生の端緒となるような事態は何としても避けなければなりません。

避難所の感染防止対策を徹底し、住民の方々がちゅうちょせずに安心して避難してもらえる環境を整備しておくことは、災害から命を守る上で不可欠であります。この点、政府も、パートナーショーン、段ボールベッド、マスク、消毒液の備蓄や、ホテル、旅館等を避難所として活用することも進めているようですが、災害時はただでさえ救助・救急活動や傷病人の手当てなどで混乱しやすい状況となりますから、災害とウイルスの両方から住民を守るには入念な準備が必要と考えます。

そこで、避難所の整備を始め安全、安心な避難のための現在の準備状況と今後の取組について、総理にお伺いします。

今回の感染拡大では我が国でも多くの尊い命が失われてしまいましたが、それでも、国民各位の御理解と多大なる御協力をいただくことによって、諸外国に比べるとかなり少なく抑えることができています。都市封鎖など強制的な規制もせずに七週間弱で緊急事態宣言の解除にまで至つた我が国の取組に対しては、グテーレス国連事務総長から、日本の感染症への対応は世界において卓越した模範であると称賛され、また、WHOのテドロス事務局長も我が国の対策を成功しているとコメントするなど、世界中から高く評価されています。

そうした中、安倍総理は、治療薬やワクチンを透明性の高い国際的な枠組みの中で途上国も使えるようにするため、特許権ブールの創設を提唱しておられます。これは近年、ただでさえ内向きになりがちな国際情勢の中にあって、世界各国が同じ船に乗っていることを自覚してもらわうすればし

い提案だと思います。

人類共通の利益である感染症対策を通じて、我が国がリーダーシップを發揮し、世界の平和と安定に向けた取組の先頭に立つことは誠に有意義であります。今月、総理御自身が提案される予定だったG7サミットの開催日程は現在調整中のことでですが、どういう形であれ、この提案は是非成就させていただきたいと思います。総理の御決意を伺います。

そして、感染症対策をリードしようとする我が国としては、それにふさわしい国内体制も整備していくかねばなりません。国立感染症研究所、地方衛生研究所、保健所等の体制拡充はもとより、特R S、M E R S のように動物に由来する人獣共通感染症が人類の大きな脅威となつていることを踏まえると、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の動物衛生研究部門も含めて、それらの機能と体制を充実していくことが急務と考えます。

そこで、それらの機能を総合強化し、人獣共通感染症にも迅速に対応できる日本版C D C の創設に向けて取り組んでいくべきと考えますが、総理のお考えを伺います。

今回の感染が収束したとしても、新たなウイルスとの闘いはこれからも永久に続きます。しかも、人の流れのグローバル化などに伴い、その発生のサイクルがどんどん短くなつていくことも私たちは覚悟しなければならないと考えます。

したがつて、私たちは今後、感染症に対するレジリエンスを備えた新しい社会経済システムをつくっていく必要がありますが、その柱の一つとなるのが、今回改めてその意義が見直されているテレワークであります。

今回、通勤や職場での密を回避する感染予防策として注目されているテレワークですが、私は、そのこと以外にも、我が国の様々な重要課題解決の方策として期待できるものと考えています。

そのように感じたのは、おどとし、総務省の政務官として総務大臣表彰を行うため、テレワークのイベントに出席したときがありました。その受賞企業の中に、岡山市の株式会社W O R K S M I L E L A B O という事務機器を扱う従業員三十名ほどの会社がありました。

その会社は百年以上の歴史があるので、リーマン・ショックや東日本大震災の影響もあり、一時は倒産寸前まで追い詰められながらも、その苦境を何とか脱した後は、テレワークを中心に取り組むことによって業績を回復させ、地元新聞社が毎年行つて居る地元就職人気企業ランキンゲでも、並みいる大企業の中、年々順位を上げ、今年は第四位にまでなつて居る会社であります。テレワークだけに県外からの求職者も多いといいうその会社の取組は、地方の企業が人材を集めて成長していく地方創生のモデルになり得るものであります。

また、テレワークは、育児や介護との両立を図ることによって少子化対策や介護離職の防止対策にもなり得るほか、特に、大都市においては大地震への備えとなる過密の緩和、また大雨や雪などで交通機関が麻痺した場合の帰宅困難者対策になり、防災、国土強靭化にも資すると考えられます。

そのように多面的な効果が期待できるテレワー

クであります、今回は感染防止策として急遽取組を求められることとなつたため、戸惑う職場も多かつたのではないかと思いますが、その過程で具体的な課題が見えてきたこと、また思い掛けない効果を実感できることも収穫ではないかと思ひます。いずれにしても、このテレワークは、今回

として注目されているテレワークですが、私は、そのこと以外にも、我が国の様々な重要課題解決の方策として期待できるものと考えています。

そのように感じたのは、おどとし、総務省の政務官として総務大臣表彰を行うため、テレワークのイベントに出席したときがありました。その受賞企業の中に、岡山市の株式会社W O R K S M I L E L A B O という事務機器を扱う従業員三十名ほどの会社がありました。

その会社は百年以上の歴史があるので、リーマン・ショックや東日本大震災の影響もあり、一時は倒産寸前まで追い詰められながらも、その苦境を何とか脱した後は、テレワークを中心に取り組むことによって業績を回復させ、地元新聞社が毎年行つて居る地元就職人気企業ランキンゲでも、並みいる大企業の中、年々順位を上げ、今年は第四位にまでなつて居る会社であります。テレワークだけに県外からの求職者も多いといいうその会社の取組は、地方の企業が人材を集めて成長していく地方創生のモデルになり得るものであります。

また、テレワークは、育児や介護との両立を図ることによって少子化対策や介護離職の防止対策にもなり得るほか、特に、大都市においては大地震への備えとなる過密の緩和、また大雨や雪などで交通機関が麻痺した場合の帰宅困難者対策になり、防災、国土強靭化にも資すると考えられます。

そのように多面的な効果が期待できるテレワー

クであります、今回は感染防止策として急遽取組を求められることとなつたため、戸惑う職場も多かつたのではないかと思いますが、その過程で具体的な課題が見えてきたこと、また思い掛けない効果を実感できることも収穫ではないかと思ひます。いずれにしても、このテレワークは、今回

として注目されているテレワークですが、私は、そのこと以外にも、我が国の様々な重要課題解決の方策として期待できるものと考えています。

そのように感じたのは、おどとし、総務省の政務官として総務大臣表彰を行うため、テレワークのイベントに出席したときがありました。

そこで、そうした若者たちに対して、安倍総理御自身の心からの励ましのメッセージをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 古賀友一郎議員にお答えをいたします。

補正予算の迅速な執行についてお尋ねがありました。

第一次補正予算の成立以降、何よりスピード重

官報(号外)

視で、厳しい状況にある事業者、御家庭に支援をお届けするべく全力で取り組んでいます。各種申請の窓口で前線に立つて働いている自治体などの職員の皆様にも、心より感謝申し上げるとともに、この百年に一度の危機を乗り越えるため、引き続き御協力をお願い申し上げます。

第二次補正予算についても、早期に御承認をいたいた上で、あらゆる手立てを講じ、各種の支援策を必要とされる方々のお手元に迅速に届けることで雇用と事業活動、生活を守り抜いていく決意です。

また、支援内容の周知については、特設のサイトを設け、各種支援策や相談窓口について一覧性をもつて分かりやすい形で掲載しているほか、A-I等の活用による質問への回答やSNS等での情報発信も行っているところですが、引き続き、国民の皆様が必要な情報に、よりアクセスしやすくなるよう、政府一丸となつて分かりやすい情報発信に努めてまいります。

感染第二波への備えについてお尋ねがありました。

地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の皆様に一丸となつて取り組んでいた結果、全都道府県で緊急事態宣言を解除することができました。改めて皆様の御協力に感謝申し上げます。

一方で、ウイルスは今でも私たちの身の回りに確実に存在しており、一たび気を緩め、感染予防を怠った途端、一気に感染が広がっていく、これがウイルスの最も怖いところであると実感しています。

そのため、感染リスクをコントロールしながら段階的に社会経済のレベルを上げていくことで、コロナの時代の新たな日常を国民の皆様とともにつくつしていくことが必要であると考えております。

同時に、次なる流行の波に備えることが必要であり、今般の第二次補正予算においても、医療、介護等の交付金の拡充などを盛り込んでいます。

自然災害と新型コロナウイルス感染症への対応についてお尋ねがありました。

大雨など大規模な自然災害が発生し、避難をする場合、現下の状況においては、御指摘のとおり、避難所における三つの密の回避など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意する必要があります。

そこで、政府においては、地方自治体に対し、ホテルや旅館の活用等も含めた可能な限り多くの避難所の開設、発熱、せき等の症状が出た方々のための専用スペースの確保等について必要な要請を行っているほか、マスク、消毒薬等の物資については、地方創生臨時交付金も活用しながら備蓄を進めるよう働きかけているところです。

さらに、今般の第二次補正予算において、衛生用品やパーテーションなどの感染症対策に必要な物資の備蓄に要する費用を盛り込むとともに、災害発生時には必要な物資をブッシュ型で迅速に支援することができるよう、準備に万全を期しておられます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、自然災害に備え、自治体とも連携しながら、対応に万全を期してまいります。

治療薬等の特許権ブールについてお尋ねがありました。

日本版CDCの創設についてお尋ねがあります。

日本版CDCの創設についてお尋ねがあります。

同時に、途上国も含めて広く使えるようにする必要があります。

こうした観点から、このウイルスに対する治療薬等の特許権をブールする国際的な枠組みの創設をG7各国に提案しているところであり、その実現に向け、我が国がリーダーシップを發揮し、国際社会における責任を果たしてまいります。

日本版CDCの創設についてお尋ねがあります。

また、この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、現在治療中の皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

あわせて、感染リスクにさらされながらも、国民の命と生活を守り支えてくださっている医療従事者始め全てのエッセンシャルワーカーの皆様の御奮闘と献身に心から深く感謝申し上げます。

さて、国民の皆様の懸念な努力により、緊急事態宣言が解除されました、国民生活は極めて深刻な状況にあります。緊急事態宣言発令後の四月一六月期の実質GDPは戦後最悪のマイナス二〇%程度と予測されています。安倍総理も、日本の経済は百年に一度の危機ともいいくらい厳しい状況にあると述べておられましたが、今回の第二次補正予算案は百年に一度の危機を乗り越えるのに十分なのでしょうか。総理の認識を伺います。

国民の命を守るために、第二波、第三波への備えが必要です。しかし、医療現場は疲弊しきつていています。重症患者の病床確保も検査体制もまだ十分ではありません。更なる強化が必要です。また、介護や障害福祉サービスにおいては三密を防ぐこと自体難しい。特に、訪問介護サービスは最後のとりでであるにもかかわらず、人手が圧倒的に足りません。医療にせよ、介護・障害福祉にせよ、支える人がいなければ成り立ちません。今回、医療のみならず、介護・障害福祉の全事業所を対象として職員に慰労金を支給することとなっていますが、職種を限定せず、全ての方々に慰労金を支給すべきです。総理の明快な答弁を求めます。

新型コロナウイルス感染拡大による解雇、雇い止めが加速しています。厚生労働省によると、今月四日時点で、新型コロナ関連での解雇や雇い止めは、見込みも含めると二万人を超えたました。今

後、更に悪化することが懸念されていますが、何としても雇用を守り抜かねばなりません。

今回、雇用調整助成金を抜本的に拡充するとともに、休業手当を受け取れていない労働者が直接申請して給付を受け取ることができる新たな制度が創設されることとなっていますが、とにかく急がねば間に合いません。どういう手続で、いつから申請でき、いつ受け取れるようになるのか。

総理、具体的にお答えください。

事業継続も死活問題です。第一次補正予算で創設された持続化給付金は今月二日までに百万件支給され、今回、約二兆円積み増しされます。まだ届かない、電話がつながらないという声が今も寄せられています。早急に改善願います。

また、今回新たに家賃支援給付金が創設されることとなりましたが、これも一刻を争います。事業者の窮状を踏まえ、家賃減額や支払猶予に応じている家主もおられます。家主も借り入れを抱えている場合もあり、事業者と家主の双方を救うことが必要です。地方自治体とも連携しつつ、とにかく一刻も早く支援を届けていただきたい。総理の力強い答弁を求めてます。

大学生等への支援については予備費で対応しているだけましたが、学業の継続が困難な状況にあります。このままでは、事業者と家庭の双方を救うことが必要です。地方自治体とも連携しつつ、全ての学生に確実に支給すると明言していただきたい。

また、困窮しているのは大学生だけではありません。高校生もです。四月から私立高校実質無償化がスタートしていますが、現行制度では新型コロナウイルスの影響で家計が急変した高校生を救うことできません。絶対に高校中退させないよう、速やかに支援を拡充していただきたい。また、受験に対する不安の声もたくさん寄せられていますが、職種を限定せず、全ての方々に慰労金を支給すべきです。総理の明快な答弁を求めます。

また、困窮しているのは大学生だけではありません。高校生もです。四月から私立高校実質無償化がスタートしていますが、現行制度では新型コロナウイルスの影響で家計が急変した高校生を救うことができません。絶対に高校中退させないよう、速やかに支援を拡充していただきたい。また、受験に対する不安の声もたくさん寄せられていますが、職種を限定せず、全ての方々に慰労金を支給すべきです。総理の明快な答弁を求めます。

また、貧困、虐待、発達障害など、様々な課題を抱えているお子さんには個別サポートが不可欠です。都内を中心とした学校や行政と連携しながら対応しないケースで学校や行政と連携しながら対応しています。このように、学校が学校以外の関係者と協働できる関係を構築できなければ、課題を抱えている子供たちが取り残されてしまいます。全ての子供たちの学びを保障するため、学校以外の関係者との連携も推進すべきと考えますが、総理の見解を求めてます。

新型コロナウイルスの影響で収入が激減し、生活が立ち行かない、首をくくらなあかんと絶望している方がおられます。孤独死、虐待、DV、アルコール依存症、自殺等の急増が懸念されています。新型コロナウイルスは、雇用、住まい、所得などをめぐる我が国のセーフティーネットの脆弱性を改めて浮き彫りにしました。

また、困窮しているのは大学生だけではありません。高校生もです。四月から私立高校実質無償化がスタートしていますが、現行制度では新型コロナウイルスの影響で家計が急変した高校生を救うことができません。絶対に高校中退させないよう、速やかに支援を拡充していただきたい。また、受験に対する不安の声もたくさん寄せられていますが、職種を限定せず、全ての方々に慰労金を支給すべきです。総理の明快な答弁を求めます。

じ条件で受験に臨めるよう対策を講じていただきたい。総理、いかがでしょうか。子供たちの学びを止めてはなりません。オンライン学習環境の整備を加速化するとともに、この間の学習の遅れを取り戻すため、国を挙げて取り組んでいただきたい。今回、学習指導員やスクールサポートスタッフ等を大量配置するとのことで、それでも足りないという声が上がっています。また、貧困、虐待、発達障害など、様々な課題を抱えているお子さんには個別サポートが不可欠です。都内を中心とした学校や行政と連携しながら対応しています。このように、学校が学校以外の関係者と協働できる関係を構築できなければ、課題を抱えている子供たちが取り残されてしまいます。全ての子供たちの学びを保障するため、学校以外の関係者との連携も推進すべきと考えますが、総理の見解を求めてます。

滋賀県社会福祉協議会では、平均一日当たり百二十件。昨年度の年間九十一件を一日で超え、僅か二か月でリーマン・ショック三年分の貸付件数の二倍以上となりました。申請者は三十代から五十代が四分の三と最も多く、四月は自営業者が四割を占め、五月以降は派遣労働者を含む常勤雇用者の申請も増加をしています。そして、貸付けを受けた世帯のうち小学生以下の子供がいる世帯は二九%です。

特例貸付の目的は借金を背負わせることではなく、生活を支えることです。申請者の実態等を見極めつつ、貸付期間の延長や償還免除の要件の詳細について検討を進めていくべきと考えます。が、いかがでしょうか。また、生活苦を乗り越え、次に進んでいくためには、伴走型の相談支援が不可欠です。速やかに生活困窮者自立支援制度の自立相談支援体制の抜本強化を図るべきと考えますが、加藤厚生労働大臣の答弁を求めます。

この国難を乗り切るために、国民の皆様との一体感が何よりも大切です。だからこそ、国民の

声に真摯に耳を傾け、国民の不安や苦しみに寄り添い、一刻も早く支援を届けていただきたい。最後に、総理の決意をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣安倍晋三君 山本香苗議員にお答えをいたします。

補正予算についてお尋ねがありました。

国民の皆様に多大な御協力をいただき、先般、緊急事態宣言を全国で解除することができました。今後は、日常の社会経済活動を少しずつ段階的に取り戻していく中で、コロナ時代の新たな日常をつくり上げていかなければなりません。

一方で、感染を抑えながら完全なる日常を取り戻すまでの道のりは、かなりの時間を要することになります。この険しい道のりの中で、事業と雇用は何としても守り抜いていかなければなりません。同時に、次なる流行のおそれにも万全の備えを固めていかなければなりません。このような決意の下、本日、第二次補正予算を国会に提出いたしました。先般の補正予算等と合わせ、事業規模は二百三十兆円を超えるものとなります。GDPの四割に上る世界最大の対策によって、この百年に一度の危機を乗り越え、しっかりと日本経済を守り抜いていくことができると考えております。

医療・介護・障害福祉従事者への慰労金の支給についてお尋ねがありました。

医療機関・介護・障害福祉サービス事業所では、多くの皆さんが感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下で、強い使命感を持って業務に従事していただいていると承知しております。

このため、感染すると重症化するリスクが高い患者や利用者の方々と日常的に接している医療機関や介護・障害福祉サービス事業所で働く方々に、慰労金として最大二十万円の給付を行うこと

としてあります。

慰労金の支給の対象となる方については、専門職や事務職といつた職種による区別は行わず、患者や利用者と接しながら業務に従事する職員の方々を幅広く対象とする考えです。

○内閣総理大臣安倍晋三君 山本香苗議員にお答えをいたします。

補正予算についてお尋ねがありました。

国民の皆様に多大な御協力をいただき、先般、緊急事態宣言を全国で解除することができました。今後は、日常の社会経済活動を少しずつ段階的に取り戻していく中で、コロナ時代の新たな日常をつくり上げていかなければなりません。

一方で、感染を抑えながら完全なる日常を取り戻すまでの道のりは、かなりの時間を要することになります。この険しい道のりの中で、事業と雇用は何としても守り抜いていかなければなりません。同時に、次なる流行のおそれにも万全の備えを固めていかなければなりません。このような決意の下、本日、第二次補正予算を国会に提出いたしました。先般の補正予算等と合わせ、事業規模

は二百三十兆円を超えるものとなります。GDPの四割に上る世界最大の対策によって、この百年に一度の危機を乗り越え、しっかりと日本経済を守り抜いていくことができると考えております。

医療・介護・障害福祉従事者への慰労金の支給についてお尋ねがありました。

医療機関・介護・障害福祉サービス事業所では、多くの皆さんが感染リスクと背中合わせの過酷な環境の下で、強い使命感を持って業務に従事していただいていると承知しております。

このため、感染すると重症化するリスクが高い患者や利用者の方々と日常的に接している医療機関や介護・障害福祉サービス事業所で働く方々に、慰労金として最大二十万円の給付を行うこと

としてあります。

雇用調整助成金の抜本的拡充と新たな支援金制度についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済も大きな影響を受けており、事業者の皆様の経営にも大きな打撃となっています。こうした中にあって、政治に課された最大の使命は、何とか事業を継続していただき、また、しっかりと雇用を守つていくことであると考えています。

このため、雇用調整助成金については、手続の簡素化、迅速な支給に取り組んできたところですが、今般の第二次補正予算では、申請済みの方は追加の手続不要で日額上限を一万五千円へと引き上げるなど、更なる拡充措置を盛り込んでおり、予算が成立し次第、速やかに実施してまいります。

また、労働者が直接申請する新たな支援金制度については、現在、手続の詳細について検討しているところですが、一刻も早い実施が必要であると考えており、制度を利用される方々の目線に立った簡易かつ迅速にお支払ができる仕組みについて早急に構築してまいります。

私立高校授業料の実質無償化を開始していますが、これに加え、今般の第二次補正予算において、家計が急変した高校生への支援を拡充することとしています。さらに、臨床心理士や社会福祉士といった専門家や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして必要に応じて配置するなど、外部の人材を積極的に取り込んで、学校に対する人的支援を充実してまいります。

第二次補正予算では、子供たちの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう、教員に加え、退職教員や学習塾、NPO等の民間の教育関係者にも御協力いただき、学習指導員を追加で配置することとしています。

このため、政府としては、学校における感染症対策を徹底した上で、学習活動の重点化を含めた教育課程編成の考え方を示すとともに、オンライン学習を確立するため、四年間で実施予定であった一人一台のIT端末整備をこの一年間に前倒しするなど、学びの保障に向けた総合的な対策を講じているところです。

第三次補正予算では、子供たちの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう、教員に加え、退職教員や学習塾、NPO等の民間の教育関係者にも御協力いただき、学習指導員を追加で配置することとしています。さらに、臨床心理士や社会福祉士といった専門家や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして必要に応じて配置するなど、外部の人材を積極的に取り込んで、学校に対する人的支援を充実してまいります。

家賃支援については、今回、国として借主に最大六百万円の給付金を創設するとともに、地方創生臨時交付金を増額し、地方自治体が借主と家主の双方をきめ細かく支援することも可能としたところであり、国と地方自治体が一体となつて、必要な皆さんに迅速に支援をお届けしてまいります。

大学生や高校生への経済的支援、大学入試についてお尋ねがありました。

今回の感染症拡大の影響を受けて経済的に厳しい状況にあるアルバイト学生に対しては、最大二十万円の給付金の支給を開始したところであり、今後、この枠組みの中での学業の継続が困難と認められる全ての学生等に確実に行き渡るよう支援してまいります。

高校生への経済的支援について、今年四月から私立高校授業料の実質無償化を開始していますが、これに加え、今般の第二次補正予算において、家計が急変した高校生への支援を拡充することとしています。

今年度実施を予定している大学入試の日程や出題内容等については、御党からの御提案も踏まえ、現在、全国の高等学校を対象に生徒等の意向を調査しているところであり、その結果を踏まえて、高校、大学の関係者等とも十分相談の上で、月中に方針を示してまいります。

このため、こうした家庭に対しても、感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行ったため、今般の第二次補正予算において臨時特別給付金を支給することとしており、早期に御承認いただいた上で、厳しい状況にある方々のお手元に迅速にお届けできるよう全力を尽くす考えです。今後とも、大変な状況にあるこうした一人親家庭の状況をしっかりとフォローし、必要な対応を迅速に講じてまいります。

補正予算の早期執行についてお尋ねがありまし

た。

この難局を乗り越えていくためには国民の皆様の御協力が不可欠であり、この間、事業と雇用を守り抜くことが政府の責任です。そのためにも、厳しい状況にある事業者、御家庭に一刻も早く支援をお届けすることが何よりも重要です。

第一次補正予算については、成立から一か月余りが経過しましたが、この間、持続化給付金については六月二日までに百万件、一兆四千億円を超える現金を事業者の皆様のお手元にお届けしております。最大五年間元本据置きの融資についても一ヶ月で約三兆円の融資が行われ、公庫等と合わせればこれまでに十兆円を超える資金が提供されています。さらに、一人当たり十万円の特別定額給付金は、ほぼ全ての自治体で実際の給付が始まっています。このように、何よりもスピード重視で全力で取り組んでいるところです。

第二次補正予算についても、早期に御承認いたしました上で、あらゆる手立てを講じ、各種の支援策を必要とされる方々のお手元に迅速に届けることで、雇用と事業活動、生活を守り抜いていく決意であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 山本香苗議員にお答えをいたします。

緊急小口資金等の特例貸付けと生活困窮者への相談支援についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により当面の生活費が必要な方について、従来の低所得世帯の要件を緩和した特例の生活福祉資金貸付制度を設け、貸付けを行つております

ます。五月三十日までの速報値で、緊急小口資金は、三十三万五千百三件の申請に対し三十万二千七百七十九件、約五百二十八億円の貸付決定を、総合支援資金は、五万三千五百七十六件の申請に対し四万一千七件、約二百十七億円の貸付決定を行っております。

特例貸付けにおける総合支援資金については、貸付期限を原則三か月以内としているところでありますが、貸付けを受けている方の状況なども踏まえ、貸付期限を特別的に延長することを検討しております。その際には、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関による自立に向けた支援も必要と考えております。

特例貸付けの償還免除については、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとの基本的な考え方をお示しするとともに、貸付けを受けている方の実態なども踏まえながら、生活に困窮された方の生

活にきめ細かな配慮を行うべく、詳細を検討しているところであります。

また、生活に困窮されている方への支援を強化するため、第二次補正予算案において相談員の加配など、自立相談支援機関の体制強化に必要な予算を計上しております。

厚生労働省として、引き続き、生活福祉資金貸付制度の特例の周知、広報に努めるとともに、迅速な貸付決定がなされるよう、社会福祉協議会と連携を図つてまいります。また、第二次補正予算を活用して、自立相談支援体制の強化を更に進めています。(拍手)

○議長(山東昭子君) 浅田均さん。

(浅田均君登壇、拍手)

私は、会派を代表して、ただいま議題となりま

した令和二年度第二次補正予算案について質問いたします。

質問に入る前に、この度の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にお悔やみ申し上げます。また、今なお闘病されている方々にお見舞い申し上げますとともに、コロナ対策の最前線で闘つておられる全ての医療機関、介護福祉施設等の従事者の皆様、エッセンシャルワーカーの皆様に心から感謝の念を敬意を表します。

緊急事態宣言が、五月二十五日、全面解除されました。四月七日に七都府県を対象に発令されたから一か月半、強制力のない外出自粛や休業の要請などに国民の皆さんのが御協力いただいたことが奏功したことは言をまちません。安倍総理も記者会見で、まさに日本モデルの力を示したと胸を張られました。

しかし、現実には、欧米等と比べて感染の拡大に、格段に小さく抑え込むことができた原因は科学的に何らはつきりしていません。相手は、人類誕生の前から地球上に存在し、今なお正体が解明されていないウイルスです。今回の成功例を過信すべきではありません。何となく収束できたといふのでは、今後、感染の第二波、第三波を迎えることは不可避免と見られる中、対策の立てようがありません。

感染防止と社会経済再建の双方をバランスよく軌道に乗せる一方、政府として、我が国がひとまず感染爆発を回避してきた根拠、ウイルスの性質、実態を科学的につまびらかにするための国際的な調査に早急に取り組むべきと考えますが、そのお考えはありますか。

政府の専門家会議の分析によると、感染のピークは四月一日頃で、緊急事態宣言発令はそれに六日遅れたことになりました。我が党は三月下旬頃から緊急事態宣言発令を訴えていましたが、なぜ政府の対応が遅れたのですか。そのほかにも反省すべき点はありませんか。政府として、今回の緊急事態宣言の発令、延長、解除という一連の措置の時期などについて適切だったのか等、宣言前に遡り政府の行動を速やかに検証した上で、次につなげる必要があると考えます。総理の御認識をお示しください。

緊急事態宣言発令の都道府県指定の判断基準について、当初は、一人の感染者の二次感染する人數の平均値である実効再生産数を重視していたと認識しています。国民の行動変容を求めた根拠もここにあります。しかし、解除に当たっては、最近一週間の新規感染者数が人口十万人当たり〇・五人程度以下という基準が適用されました。つまり、入口と出口で違う間口が設定されたわけですね。今後の宣言の発令、解除に当たっては、統一した基準を明確にしておく必要があると考えますが、どう対応されますか。総理の見解をお願いします。

初の緊急事態宣言発令で浮かび上がったことは、国と都道府県の権限や責任、役割分担の線引きが曖昧だったことです。知事の判断に委ねられているはずの外出自粛や休業の要請に対しても、国が基本的対処方針を隨時書き換える形で介入する余地が残されました。各々の地域の感染状況を熟知しているのは、国ではなく都道府県です。その都道府県が求めているのは、国の関与ではなく財源です。有効な施策を素早く打ち出し実施していくために、緊急事態宣言発令の権限を知事に委ねるなど、権限と財源を地方に渡すべきと考えますが、いかがですか。また、特措法を改正し、その体制を法律でしっかりと担保すべきだと思います

が、そのお考えはありますか。現場を担当されてる西村大臣に答弁を求めます。

第二次補正予算案には、事業規模百十七兆円の追加経済対策に必要な支出や財源が盛り込まれ、長期戦に備え、事業継続や雇用維持、医療現場の支援強化などに重点が置かれました。一次補正と合算した事業規模について、総理は空前絶後と強調されています。しかし、果たしてどこまで倒産や失業の急増に歯止めを掛け、日本経済を成長軌道に戻すことに資するのか見通せません。

特に、真水と呼ばれる実際の政府支出額約三兆円のうち十兆円、先ほどの財政演説によりますと五兆円ですが、予備費に計上されたことは看過できません。追加の対策が必要となれば、第三次補正予算案として国会で審議されなければなりません。こうした巨額の予備費計上の前例をつくると、将来に禍根を残します。

地方は限られた財源の中、最前線でウイルスとの闘いに立ち向かっています。一次補正で一兆円にとどまつた地方創生臨時交付金が第二次補正予算案では二兆円積み増しられましたが、地方の取組を後押しするため、更に二、三兆円をこの交付金に充て、自治体に柔軟に使ってもらう方が理にかなつていると考えますが、いかがですか。そもそも、こうした巨額な予備費計上が国会軽視になると考えなかつたのですか。その理由を含めて、安倍総理の明快な答弁を求めます。

総務省がまとめた四月の労働力調査は、緊急事態宣言の余波で非正規労働者が過去最高最大の落ち込みを記録し、国内雇用の深刻さが浮き彫りになりました。失業者予備軍とされる休業者も過去最高の四百二十万人の増加となりました。第二次補正予算案には、雇用対策として、雇用調整助成金の日額上限引上げによる拡充や労働者

の方々が直接申請できる新たな給付金制度が盛り込まれました。しかし、いずれも特例の期限が九月末までです。その先の保障はありません。当面、ウイズコロナの時代を甘受せざるを得ない中、業種上やむを得ず職をなくす人も絶たないばかりか、景気低迷が長引いて企業の業績悪化や倒産が加速すれば、失業者が町にあふれ返ります。

もはや、びほう策では雇用は維持できません。総理は、雇用は守り抜くと繰り返し述べられておりますが、具体的にどのような手立てを講じていらっしゃですか。見解をお伺いいたします。

第二次補正予算案は、企業への資本支援が打ち出されました。政府系金融機関などの融資で当面の資金繰りを支えるだけでなく、出資や劣後ローンを通じて企業の財務基盤の強化を促す内容です。しかし、金融機能の強化と銘打ち、二〇二一年三月となつてはいる金融機能強化法の期限を二〇二六年三月まで延長し、第二次補正で民間金融機関に対する資本参加枠を十二兆円から十五兆円に拡充することが、果たして今必要なのでしょうか。

麻生金融担当大臣にお伺いします。なぜ今、金融機能を強化する判断に至つたのですか。その理由をお示しください。

今年度の国の予算規模は、二度の補正を加え、過去最大の百六十兆円超に達しました。今回の支出は全額国債発行で賄うため、当初予算と合わせて予算規模の五六%を借金に頼る異常事態となりました。税収が大きく落ち込み、一般会計の基礎的財政収支も赤字が悪化することは避けられません。コロナ対策を優先させたことで財政状況が急激に悪化するのはやむを得ない事情がありますが、それならなおさらのこと、今次補正予算案では不要不急と見られる事業は見直すべきです。麻生財務大臣に質問します。

今年度の基礎的財政収支は現段階でどの程度の赤字となる見通しですか。政府は二〇二五年度までに基礎的財政収支を黒字化するという目標を掲げていますが、これを見直す必要はありませんか。

コロナ禍で落ち込んだ景気を呼び起こし、経済を再生させるためには、消費を喚起することが不可欠だと考えます。そのカンフル剤とすべく、日本維新の会は、五日、消費税率を当分の間一律八%とする消費税減税特例プログラム法案を参議院に提出しました。現行一〇%の税率による税収は社会保障の財源に充てるにとされていますが、その財源は引き続き確保されるよう必要な措置を講ずるという内容です。

総理にお伺いします。

政府としては、こうした専門家による分析も踏まえながら、次なる事態に備え、しっかりと対策を講じてまいります。

最後に、新しい生活様式についてお尋ねします。新しい生活様式に移行するには莫大な社会的コストが掛かります。例えば、教室やコンサートホールの広さを二倍以上に広げる必要があります。これは、ワクチン、特効薬が開発されるまでの期間限定なのか、これを機に半永久的に移行することが必要とお考えなのでしょうか。その場合、必要となるコストは誰がどのように負担するのでしょうか。安倍総理の明確な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣 安倍晋三君 浅田均議員にお答えをいたします。

我が国が感染爆発を回避できた根拠等の調査についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスの性質や実態に関しては、国立感染症研究所において、国内外のウイルスのゲノム情報を統合して世界的な感染伝播の追跡を行うこととしているほか、ワクチンに関する研究の中で、日本人特有の新型コロナウイルス感染症の重症化に関する遺伝子等を探索する公募研究が進められているところです。

また、我が国が感染爆発を回避してきた根拠を科学的に解明するには、新型コロナウイルスの性質や実態に関する国際的な知見の集積も待つ必要がありますが、五月二十五日に開催された専門家会議の提言においては、緊急事態宣言により、人と人との接觸機会が低い状態を維持できたこと、クラスターが発生しやすい場所、施設の利用機会が外出自粛要請や施設の使用制限等との組合せにより実効的に抑制できたこと、域外への外出自粛により大都市圏から地方都市への感染拡大に歯止めが掛かったこと、国と連携して、全国の都道府県知事が緊急要請や施設の使用制限等との組合せにより実効的に抑制できたこと、域外への外出自粛により新規感染の抑制に貢献した可能性が高いと評価されているところです。

政府としては、こうした専門家による分析も踏まえながら、次なる事態に備え、しっかりと対策を講じてまいります。

緊急事態宣言発出のタイミングや再指定及び解除についてお尋ねがありました。

緊急事態宣言については、私権の制限を伴うものであり、慎重に判断を行うべきとの指摘もあることで、都市部を中心に累積感染者数が増加をしていること、累積感染者数が二倍になるまでに要する日数が短くなっていることから、感染者数の更なる急増の危険があること、都市部を中心として既に地域の医療提供体制が逼迫している状況にあり、今後、更にこれが悪化するおそれがあることなどを踏まえ、四月七日に、専門家の意見も聞い

た上で、全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況に至ったと判断をし、緊急事態宣言を行うこととしたものです。これらの判断は、時々刻々と感染状況が変化する中で、専門家の意見も踏まえながら、適切に行われたものであつたと考えています。

また、緊急事態宣言の再指定と解除についてには、基本的な考え方として、指定については、大きな流行としないために、オーバーシュートの予兆が見られる場合には速やかに行い、解除については、クラスターを把握することが可能な程度まで感染が収まっているかどうか慎重に判断した上で行うといった違いはあるものの、いずれも専門家の意見を聞いた上で、地域の感染状況や医療提供体制などを踏まえ、総合的に判断することとしております。

予備費及び地方創生臨時交付金についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症については、今後の長期戦を見据え、状況の変化に応じ、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応する必要があります。こうした観点から、今後の対応に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症対策予備費を十兆円追加することとしました。

今回の予備費については、予算総則であらかじめ国会の議決をいただいた範囲内にその使途が限られていることとなつており、国会の御審議を通じた予算統制が十分に働く仕組みとしております。

その上で、この予備費の扱いについては財務大臣より財政演説において御説明したところであり、こうした考え方を踏まえ、今後起こり得る様々な事態に対して迅速かつ十分に対応できるよう万全を期してまいります。

また、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応を全力で支援する観点から、全国知事会の提言も踏まえ、二兆円増額し、一次補正と合わせて総額三兆円とすることとしています。今回の増額については、全国知事会などからも高く評価をいただいており、地域の実情に応じた事業者や生活者へのきめ細かな支援に御活用いただきたいと思います。

た。

政治に課された最大の使命は、何とか事業を継続していくいただき、また、しっかりと雇用を守っていくことであると考えています。

このため、今般の第二次補正予算において、雇用調整助成金を抜本的に拡充するとともに、労働者個人が直接申請できる新たな支援金を創設するなど、更に強力な支援策を講じることとしております。

また、こうした支援策について、経済団体等を通じて企業の皆様に対してその活用を促すなど、雇用の維持に向けて改めて最大限の経営努力をお願いしているところです。

政府としては、これらの取組を可能な限り速やかに実行しつつ、引き続き雇用情勢を十分注視しながら、必要な対策を講じてまいります。

消費税率の引下げについてお尋ねがありました。

消費税については、急速に高齢化が進む我が国にあって、若者からお年寄りまで全ての世代が安心できる社会保障を構築するためにどうしても必要な財源と考えていました。

政府としては、事業規模で二百三十兆円を超える、GDPの四割に上る世界最大の対策で、この百年に一度の危機から日本経済を守り抜いてまいります。

新しい生活様式の期間と負担についてお尋ねがありました。

これまで申し上げているとおり、今般の新型コロナウイルス感染症については、有効な治療法やワクチンの開発まで感染防止の取組に終わりはなく、長期戦を覚悟する必要があると考えております。そのような中、感染リスクをコントロールしつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくことで、コロナ時代の新たな日常をつくり上げていかなければならぬと考えております。

御指摘の新しい生活様式はそのための指針となるものであり、各業界団体においては、専門家の助言の下、それぞれの業界の特性も踏まえ、感染リスクをコントロールしながらどうすれば事業活動を実施できるかとの観点でガイドラインを作成いただいております。政府としては、持続化補助金の上限引き上げる等の支援策を設け、このガイドラインに沿った感染防止対策が実施されるよう支援していくこととしております。

こうした取組は、今後の感染状況に応じて適宜見直しを行いながら、基本的には感染が収束するまでの間続けていただくことを考えておりますが、その中にあって、テレワークや時差通勤などの前向きな変化については、改善すべきは改善しながら、感染が収束した後も是非続けていただいたいと考えており、こうした取組を継続していくための後押しも政府として行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 浅田議員からは二問お尋ねをいただきました。

まず、金融機能強化法の延長についてお尋ねがつております。

現在、日本の金融システムは安定をいたしております。

り、その健全性は問題あるわけではございません。こうした中、あらかじめ将来にわたって金融システムの安定に万全を期すということによって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業などに対し金融機関が積極的に資金繰り支援などを行い、経済の再生を図っていくことが重視であろうと考えております。

したがいまして、政府は、こうした観点から、国の資本参加を通じて金融機関の機能を強化する枠組みである金融機能強化法につきまして、第二次補正予算において政府保証枠を十二兆円から十五兆円に三兆円増額をいたします。

同法を改正する法案におきまして、資本参加の申請できる期限を二〇二六年三月まで延長、併せて新型コロナウイルスの感染症などに関する特例枠組みである金融機能強化法につきまして、第二次補正予算において政府保証枠を十二兆円から十五兆円に三兆円増額をいたします。

今般の第一次補正予算及び第二次補正予算の影響を含めまして、国、地方の基礎的財政収支の見通しにつきましては、今後、内閣府において更なる精査が行われ、次回の中長期試算において示されることとなろうと存じます。

今回、二つ目、基礎的財政収支についてのお尋ねがありました。

令和二年度の第一次補正予算及び第二次補正予算の影響を含めまして、国、地方の基礎的財政収支の見通しにつきましては、今後、内閣府において更なる精査が行われ、次回の中長期試算において示されることとなろうと存じます。

今回の感染症に伴う経済の落ち込み、また補正予算、二回にわたります補正予算等々により、足下の基礎的財政収支は大幅に悪化することになります。しかし、今回の二度にわたる補正予算により事業や雇用を守り抜き、併せて成長力を強化する取組を進めることによつて、GDPの回復、また基礎的財政収支の改善を目指していくことが必要であろうと考えております。

したがいまして、政府としては、現時点において、二〇二五年度の基礎的財政収支黒字化目標を直ちに見直す必要があるとは考えておりません。

まずは、経済再生なくして財政健全化なしとの認識の下で、事業規模二百三十兆円を超えます。今回の対策により、百年に一度の危機からいち早く脱出を図りつつ、今後の成長や財政健全化の在り方について腰を据えて議論をしていくことが必要であると考えております。(拍手)

〔国務大臣西村康稔君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村康稔君) 浅田均議員にお答え申し上げます。

緊急事態宣言下での国と地方の役割と特措法の改正についてお尋ねがございました。

特措法につきまして様々な御意見があることは承知をしておりますが、これまでその特措法に基づき国は緊急事態宣言を発出するとともに、基本的対処方針で大きな方針を示し、各都道府県知事は対処方針を踏まえて地域の感染状況等に応じて講ずるべき措置を判断するという役割分担の下、各都道府県と連携を密にしながら、それぞれの立場で役割を果たすことで新規感染者数を減少させ、先日、緊急事態宣言の全県解除に至ることができたのはまさに国民の皆様の取組のおかげであり、大変感謝をしているところでございます。

この新型コロナウイルスはある地域にとどまるものではありません。エボラ出血熱やSARSは発症してからなければ感染させることはほぼありませんが、他方、新型コロナウイルスは無症状のうちに感染を広げてしまい、人の移動によつて感染が拡大するおそれがあり、個々の都道府県だけで抑えられるものではありません。

現に、四月十六日に全国に緊急事態宣言を拡大し、ゴールデンウイークの自粛をお願いすることです。地方への感染拡大を防ぎ、新規感染者数を減少させ、収束の道筋に乗せることができました。なお、緊急事態宣言を都道府県知事が行うことについては、御党の松井代表も次のように、すな

わち、都道府県の移動もあることから、宣言の発令と解除は国が行い、事業者等への要請等は都道府県知事が行うという現状の役割分担でよいといふ旨を述べられておられると承知をしておりまします。

また、各都道府県が地域の実情に応じて活用できるよう、今般の第二次補正予算においては、二兆円を超える地方向けの医療・介護等の交付金と地方向けの臨時交付金を一兆円追加、地方創生臨時交付金を二兆円追加することにより、先般の補正予算と合わせ五兆円を超える規模で地方の取組を国として全力で応援していく方針です。

引き続き、次なる感染拡大に備え、都道府県との連携を更に深めながら、まずはこれまでの役割分担の下でしっかりと対応していきます。

新型コロナウイルスとの闘いはまだ終わっておりません。その上で、感染防止策をより実効性あるものにするための措置や、医療提供体制を万全とするための措置などについて論点があるものと承知をしています。

これらの論点について検討を行うとともに、引き続き、感染拡大防止に向けて全力を挙げて取り組み、この事態が収束した後には、特措法がより良い仕組み、より良い制度となるよう検討を加えていくことが必要だと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 山下芳生さん。

〔山下芳生君登壇、拍手〕

○山下芳生君 日本共産党を代表して、第二次補正予算案について安倍総理に質問します。

まず、予備費の問題です。

十兆円もの巨額の予備費は、憲法に定める財政民主主義をじゅうりんするものです。巨額の血税の使い道を政府に白紙委任することなどできません。

国民の批判が高まる中、政府は予備費十兆円のうち五兆円について、雇用維持や生活支援に一兆円、事業継続に二兆円、医療提供体制に二兆円と、大まかな使途に言及しました。ならば、総理、政府・与党の責任で明確に予算化し、国会で修正すればよいではありませんか。答弁を求めます。

緊急事態宣言は解除されました。北九州市や東京都での新規感染者の拡大に見られるように、ウイルスによる市中感染は続いている。第二波へのしつかりした備えが必要です。

まず、検査について伺います。

広島、岩手、愛知など十八道県の知事が、感染拡大を防止しながら経済社会活動を正常化する緊急提言を発表しました。そこでは、これまでの受動的な検査から積極的感染拡大防止戦略への転換が提起されています。そのため、PCR検査の能力を現在の二万件から十万ないし二十万件に引き上げるべきとしています。極めて積極的で合理的な提案です。

総理、第二波に備え、発熱など強い症状がある人だけを対象としてきたこれまでのやり方と発想を転換し、一つ、感染が疑われる人、ごく軽症を含む有症者と全ての濃厚接触者を速やかに検査する、二つ、医療・介護・福祉従事者と入院患者、入所者の検査を積極的に行う、三つ、感染の広がりを把握する抗体検査を広く行う、この三つの柱で検査を進めることができます。いかがですか。

日本医師会の有識者会議は、PCR検査が進まなかつた最大の理由は、国から財源が全く投下されていないことだと指摘し、PCR検査センターの設置、維持に必要な予算を四千六百九十四億円と試算しています。ところが、本補正予算案ではPCR検査体制の整備は三百六十六億円すぎず、一桁足りません。総理、数千億円規模の予算を確保すべきではありませんか。

第二波に備え、今の時期に医療体制を確立することも喫緊の課題となっています。

日本病院会など三団体の調査によれば、コロナ患者を受け入れた病院は四月は平均一億円の赤字であり、受入れに協力した病院ほど経営が大変になると苦悩する声が上がっています。一方、直接コロナ患者に対応していない病院、診療所でも、大規模な受診抑制によって経営危機が深刻化しています。

まず、検査について伺います。

広島、岩手、愛知など十八道県の知事が、感染拡大を防止しながら経済社会活動を正常化する緊急提言を発表しました。そこでは、これまでの受動的な検査から積極的感染拡大防止戦略への転換が提起されています。そのため、PCR検査の能力を現在の二万件から十万ないし二十万件に引き上げるべきとしています。極めて積極的で合理的な提案です。

総理、この両者は役割を分担し日本の医療を支えています。コロナ対応の医療機関への一・二兆円の財政支援が速やかに現場に届くようになると、財政支援の全くない通常の医療を担う診療所、病院への減収補償が必要ではありませんか。答弁を求めます。

コロナ危機の長期化に伴い、雇用の危機が深刻化しています。既に非正規雇用は百万人近く減少しています。ホテル、旅館業、飲食業などを中心に、コロナ関連の倒産も二百件を超え、急増しています。さらに、自動車、電機など大企業製造業の減産計画が相次いで発表されています。まさに、リーマン・ショック時を上回る雇用危機が始まろうとしているのです。

総理、雇用危機を回避し、人々の暮らしを守ることは政治の最大の使命だと考えますが、総理にその認識はありますか。

第一に、失業、倒産、廃業を起こさないことで雇用と暮らしの危機を回避するために、二点提起します。

第一に、失業、倒産、廃業を起こさないことで雇用と暮らしの危機を回避するため、二点提起します。

第一に、失業、倒産、廃業を起こさないことで雇用調整助成金の上限額引上げを始め、国民の声、野党の要求を反映した一連の施策が盛り込まれています。しかし、支援が現場に届くのが遅れに遅れ、その間に失業、倒

産が増え続けています。総理はこの事態をどう反省し、どう解決するつもりですか。

失業者を出さないための雇用調整助成金は、現在、相談件数五十万件に対し支給は五万件。六百万人に上る休業者のうち、助成金が支給されたのは数十万人にとどまると推定されます。これ以上遅れるなら、六百万人の休業者の多くが失業者になる危険があります。緊急に、雇用調整助成金を事前審査から事後チェックに切り替え、支給を迅速化すべきです。

さらに、中小企業や個人事業主の事業継続を支援することも大事です。持続化給付金の申請を簡易にし、窓口での相談体制を強化すること、家賃補助は、五月以降ではなく、三月以降一か月でも売上げが三割減少した事業者へと対象を拡大することが必要です。以上、総理の答弁を求めます。

第二に、住まいを確保することです。今、雇用の喪失が住まいの喪失に直結する事態が広がりつつあります。つい最近まで普通に暮らしていた人が、コロナ禍の下で収入が激減し、住宅ローンや家賃を支払うことができず、住居を失うことになってしまうケースが増えていました。住居を失うこととは、即、命の危機にもなります。総理、この住居喪失クライシスともいいうべき事態を一刻も放置できないのではないか。

こういうときに重要な役割を果たすのが、最後のセーフティーネットである生活保護制度です。リーマン・ショック時には、派遣切りされた、そして住居も失つた若い労働者が生活保護を活用して衣食住を確保し、その間に自らのスキルを磨き、劣悪な雇用から抜け出したケースがありました。総理、生活保護の申請があれば、すぐに決定すべきです。窓口で追い返す水際作戦など言語道断です。さらに、安い物件が不足し生活保護でも住

まいを確保できない事態を解決するために、住宅扶助を引き上げること、災害時同様、民間住宅を借り上げることも急務だと考えますが、いかがですか。

次に、学校再開に関わって質問します。

長期の休校による子供の学習の遅れと格差の拡大、不安とストレスは大変深刻です。子供たちの心身のケアをしつかり行うことは、学びを進める上での前提になります。東日本大震災で深刻な被害に遭った地域の学校は、子供と教職員がつらい体験や思いを語り合うことで学校生活がスタートできたといいます。

子供たちの心身のケア、手厚く柔軟な教育、そして感染症対策のためにも学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、二十人程度で授業ができるようになります。

日本教育学会は、文科省のいう学びの保障を実現するためには十万人の教員増が必要だと提案しています。ところが、本補正予算案で盛り込まれた教員増は三千百人、全国の小中学校の十校に一人で、焼け石に水と言わねばなりません。総理、

この予備費についてお尋ねがありました。

新型コロナウィルス感染症については、今後の長期戦を見据え、状況の変化に応じ、臨機応変

に、かつ時機を逸すことなく対応する必要がありま

ります。こうした観点から、今後の対応に万全を期すため、新型コロナウィルス感染症対策予備費を十兆円追加することとしました。

この予備費の使途についての考え方を財務大臣

より財政演説において御説明したところですが、予備費はそもそも予見し難い予算の不足に充てる

ために措置しており、使途をお示しした五兆円についても、ある程度の幅を持つて見る必要があることから、そのそれぞれについて具体的な予算額を計上することは困難です。その上で、この予備

費の使用については適時適切に国会に御報告することとしており、具体的な報告の在り方について

は今後よく相談してまいります。

P C R 検査体制の整備と医療機関への財政支援についてお尋ねがありました。

P C R 検査体制の整備については、P C R 検査を保険適用するとともに、抗原検査との最適な組合せによる迅速かつ効率的な検査体制の構築や民間検査機関の更なる活用等により検査能力の増強を行い、さらに、これを最大限生かすため、P C R 検査センターの設置や唾液を用いたP C R 検査等を推進することで、検体採取のための体制の拡充を図ることとしております。

こうした取組を推進するため、今般の第二次補正予算においては、御指摘のP C R 検査センターの設置やP C R 、抗原検査の実施の経費のみならず、検査試薬や検査キットの確保のための経費のほか、検査設備の整備を支援する交付金を大幅に拡充し、全額国費負担とするなど、自治体とも密接に連携しながら検査体制の整備をしつかりと進めいくこととしております。

また、医療機関については、感染症対策の徹底を促しつつ、地域医療体制を継続できるよう、コロナ対応を行う医療機関や地域の医療を支える医療機関が行う様々な取組に対し強力な支援を行うこととしています。

具体的には、コロナ対応を行う医療機関に対しでは、診療報酬の更なる引上げとともに、専用病棟を設定する医療機関での病床確保や設備整備に対する支援を四月に遡って拡充することにより、更なる支援を行っていくこととしています。ま

た、それ以外の医療機関に対しても、感染疑い患者の受入れのための対策や、医療機関や薬局等における感染拡大防止のための支援を行うとともに、当面の資金繰り支援として無利子、無担保等

を内容とする危機対応融資の拡充や、医療報酬の一部概算前払を行うこととしています。

雇用の維持や事業の継続についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済も大きな影響を受けており、事業者の皆様の経営にも大きな打撃となっています。こうした中につけて、政治に課された最大の使命は、何とか事業を継続していただき、またしっかりと雇用を守つていくことであると考えております。

雇用調整助成金については、六月五日現在で約六万件について支給を決定しております。一刻も早く雇用調整助成金を届けるために、手続の簡素化、支給の迅速化に努めており、申請から支給までの期間を二週間とすることを目指してまいります。

なお、雇用調整助成金の支給に当たっては、通常は実際に休業手当が支払われているか否かの確認を求めていますが、今回は、賃金締切日以降、休業手当に係る書類など必要書類が確定していれば、支払前であつても支給申請をすることができることとしております。

持久化給付金については、給付額の確認書類を二種類に絞る、オンライン申請とするといった対応により、スタートから一ヶ月で百万件以上の中小企業、個人事業主の皆さんに、合わせて一兆四千億円を超える現金をお届けしています。多くの事業者の皆さんが明日の支払にも苦しんでおられる中で、一日も早く現金をお手元にお届けすることが大切であり、引き続き、何よりもスピード感が重要であると考えています。

今般創設する家賃支援給付金は、五月に緊急事態宣言が延長されたことなどを踏まえ、売上げの更なる急減に直面する事業者の皆さんに対しても一層の下支えを行うため、最大六百万円を給付

するものです。極めて厳しい経営状況にある事業者の皆さんに對して一刻も早く給付金を届けるため、第二次補正予算が成立次第、迅速に手続を進めます。

住まいの確保については、感染拡大の影響による収入減少等に見舞われている方々の住まいへの不安を速やかに解消しないかなければならないと考えており、これまでに、住宅ローン

の返済猶予などの条件変更に迅速かつ柔軟に対応するよう金融機関に要請を行うこと、住まいに不安を抱く方々に公営住宅を提供するよう地方公共団体に要請を行うこと、離職や廃業、休業等により住居を失うおそれがある方等に対して、住居確保付金により、安定した住まいの確保を行なうことをといたします。

生活保護制度については、現下の状況を踏まえ

た運用の弾力化等により、速やかな保護決定を促

していきます。また、受給者の住居を確保するた

め、家賃の代理納付の推進、低額所得者等の入居

を拒まないセーフティーネット住宅の情報提供に

ついての地方公共団体への要請のほか、アパート等への入居、定着の支援を進めてまいります。

教員の増員についてお尋ねがありました。

第二次補正予算においても住まいの確保に関し

て必要な予算を計上しているところであり、引き

続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、

住まいに不安を抱く方々の居住の安定に向け、万

全を期してまいります。

教員の増員についてお尋ねがありました。

学校が再開しつつある現状において、まず取り

組むべきことは、感染症対策と子供たちの健やか

な学びを両立し、あらゆる手段を尽くして、子供

たちを誰一人取り残すことなく、その学びを保障

していくことです。

このため、政府としては、今般の第二次補正予

算において、教員に加え学習指導員やスクールサ

ーの皆さんが見えません。感染防止のための新し

ポートスタッフを計八万五千人、追加で配置する

とともに、さらに、スクールカウンセラーやス

クールソーシャルワーカーを必要に応じて増員す

ることとしています。引き続き、各学校における

感染症対策や学習支援、心のケアなど、子供たちへのきめ細かな支援をしつかり行えるよう、全力

で取り組んでまいります。

文化芸術への支援についてお尋ねがあります。

このため、政府としては、持続化給付金、雇用

調整助成金や、文化イベント中止の際のチケット

代の税制特例、税や社会保険料の猶予など、あら

ゆる手段で文化事業の継続と雇用の維持を図つて

きたところです。

さらに、今般の第二次補正予算では、文化芸術

活動の再開に向けて、実演家や技術スタッフの

方々や文化芸術団体に対し、その活動継続や技能

向上に向けた積極的な取組や、収益力を強化する

ための取組等への支援を行なうこととしています。

政府としては、こうした事業を通じて、必要な

支援が速やかに行き渡るよう努め、文化や芸術を

再び盛り上げてまいります。(拍手)

第一次補正予算では、新型コロナウイルスの感染収束を見据えた需要喚起策としてゴー・ツー・キヤンペーン事業が一兆六千七百九十四億円計上されました。観光、飲食、イベント等に対する

クレジットカードの付与が主な内容となっていました。

ですが、先日その委託費の上限を事業全体の二割、約三千百億円に設定していることが分かりました。

い生活様式をどう定着させていくか、傷んでしまった国民の暮らしや経済をどう支え、立て直していくか。国民党は、国民一人一律十萬円の追加給付と消費税率を一〇%から五%に引き下げることとしています。引き続き、各学校における減税を一年間の时限措置として行なうことを提案しています。また、これから起こり得る感染第二波、第三波に備えて医療提供体制を整えるとともに、厳しい経営状況に追い込まれている歯科も含む全ての病院、医療従事者に対する支援の拡充を

していきます。また、これまでの政府の対策には様々な問題や疑惑が生じており、早急に改善する必要があります。

このため、政府としては、持続化給付金、雇用

調整助成金や、文化イベント中止の際のチケット

代の税制特例、税や社会保険料の猶予など、あら

ゆる手段で文化事業の継続と雇用の維持を図つて

きたところです。

このため、政府としては、持続化給付金事業の

染収束を見据えた需要喚起策としてゴー・ツー・

キヤンペーン事業が一兆六千七百九十四億円計上されました。観光、飲食、イベント等に対する

クレジットカードの付与が主な内容となっていました。

ですが、先日その委託費の上限を事業全体の二割、約三千百億円に設定していることが分かりました。

先の適格性をどのように担保されるおつもりですか。

社会福祉協議会に緊急小口資金を借りに行つた。教育支援資金の返済が終わっていないから貸せないと言われた。これまで私たち野党の指摘によつて、政府は要件の緩和や対象の拡大を行つてきましたが、そのことが周知徹底されていない一例です。

特別定額給付金の十万円はいつもらえるのか、私はオンラインで申請したのに、郵送で申請した友人の方が早く振り込まれた。特別定額給付金は五月中の支給を目指していたのではないですか。

関東の主要三十四市・区、約一千万世帯への調査では、僅か二・七%しか支給されていないところが分かりました。

遅れている理由について、総務大臣、お答えください。

また、持続化給付金、申請手続を行つて申請番号も送られてきているのに、一か月たつてもまだ入金の確認ができない、そんな声が私のところにたくさん届いています。持続化給付金は、六月一日まで百五十万件以上の申請に対し、百万件しか支給されていません。また、申請開始日に当たる五月一日の十八万件の申請に関してまだ、まだ入金が確認されていないというのはゆゆしき事態ではありませんか。一週間から二週間で手元に届けますといふの説明はうそだったのでしょうか。資金繰りに苦労している事業者がどんな思いで入金を待つてゐるか、総理、お分かりになりませんか。御所見をお伺いいたします。

支給までに時間が掛かっている原因は何でしょうか。作業内容やプロセスが全く分かりません。遅くなればなるほど倒産や廃業が増えることになります。何よりもスピードが必要です。必要な人に必要な支援を一日も早く届けるために、早急に作業を改善する必要があると考えますが、

経産大臣の御認識をお伺いいたします。

職業で差別することがあつてはならないという

私たち野党の指摘により、性風俗産業で働く個人事業者も持続化給付金の支給対象となりました。

そのことは評価しますが、性風俗産業を営む事業

者は、今も支給対象から外されています。そこで働く個人事業者は、従業員として雇用されているのではなく、店から業務委託を受け働いています。店がなくなれば仕事もなくなるんです。たくさんのシングルマザーも働いています。

また、全国のファッショントラベル経営の方々

からも、融資も受けられない、何の支援もない状況で固定費が払えない、助けてほしいと悲痛な声が届いています。旅館やホテルの少ない地方の町

では、インバウンドなど観光客も宿泊施設として利用しています。東北では、震災復興のため、建設関係者などが定宿として利用しているんです。

確定申告を行い納税義務を果たしている方々を職業で差別して国が支援をしないなどということは

あつてはならないことです。性風俗産業を営む事業者を持続化給付金の支給対象としてください。

総理の御所見をお伺いいたします。

第一次補正予算の予備費を使うことで、共同会

派が提案していた生活に困窮している学生への經

済的支援について、学生支援緊急給付金が創設さ

れることは評価いたします。

しかし、要件が厳し過ぎます。多過ぎます。ま

た、対象が狭く差別的です。学校教育法一条校で

はない日本語教育機関は対象となつてゐるのに、

朝鮮大学校は対象から外されています。なぜ外さ

れているのか、総理、御説明ください。

また、文科省は支給対象者を四十三万人と予定

していますが、これは日本語学校の留学生を含む

学生全体の一割強にすぎず、アルバイトに頼らざ

るを得ない学生の実態を把握しているのか大変に

疑問です。四十三万人とした根拠について、文科

大臣、御説明ください。

私費外国人留学生は、日本学生支援機構の二〇一七年度の調査によると、全体の七五・八%がアルバイトによって学業を継続しています。対象にはなつているものの、厳しい成績要件等が課されています。

知らない異国でたつた一人頑張つて学んでいる留学生、卒業後は日本で就職し、我が国にとつて貴重な人材として活躍してくれるかもしれません。総理、要件を緩和し、生活に困窮している全ての留学生を救つてください。

入管収容施設に収容されている外国人の方々が、狭い複数人部屋で生活をしており、高い感染リスクにさらされています。収容者から不安の声が上がっています。施設における感染予防対策について、法務大臣にお伺いいたします。

また、コロナ禍において、入管当局は、リスクの低減のために、仮放免を柔軟に運用するべきと考えます。その際、居住先のない外国人には、収容代替措置として居宅の提供、また、就労が禁じられています。生活や医療を支援する措置が必要なのでしょうか。さらに、特別定額給付金の支給対象にするべきと考えますが、法務大臣、総務大臣にそれをお伺いいたします。

最後に、熱中症対策とコロナ禍における災害対策について質問します。

文科省調査の公立小中学校等の冷房設備設置状況によると、普通教室は七八・四%ですが、特別教室は五〇・五%，体育館は三・二%となつています。

また、学校給食調理室は二割程度にとどまつていて、現場では、七月でも三十五度以上、

湿度九〇%以上が確認されています。厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルでは、室温二十五度以下、湿度八〇%以下が望ましいとされて

おり、現状は、給食の衛生管理、調理師さんや栄

養士さんの労働衛生環境上、改善が急がれます。

一学期の授業日の延長や夏休みの短縮を決めた学校がある中で、教室だけではなく、特別教室や給食調理室への冷房施設の導入を早く進めなければなりません。文科大臣の御所見をお伺いいたします。

先日、鹿児島県の十島村の中之島で五十年に一度の大雨が降りました。我が国は、近年、毎年のよう自然災害に見舞われ、甚大な被害がもたらされています。いつ発生するか分からぬ災害への備え、避難所における感染防止対策、けが人が出た場合の病院の受け入れ体制など、多くの国民が不安を感じています。準備は進んでいるんでしょうか。

学校がある中で、教室だけではなく、特別教室や

給食調理室への冷房施設の導入を早く進めなければなりません。文科大臣の御所見をお伺いいたします。

度の大雨が降りました。我が国は、近年、毎年の

よう自然災害に見舞われ、甚大な被害がもたら

されています。いつ発生するか分からぬ災害へ

の備え、避難所における感染防止対策、けが人が

出た場合の病院の受け入れ体制など、多くの国民が

不安を感じています。準備は進んでいるんでしょうか。

○議長（山東昭子君） 德永さん、時間が超過しておりますので、簡単に願います。

○德永エリ君（継） 防災対策について総理にお伺いし、私の質問を終わりります。

○議長（山東昭子君） 德永さん、時間が超過しておりますので、簡単に願います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 德永エリ議員にお答えいたしました。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

ありがとうございました。

御指摘のゴー・ツー・キャンペーン事業は、今回

の新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を被つた観光、運輸業、飲食業、イベント、エンターテインメント事業を対象に消費喚起キャンペーんを実施するものです。

御指摘の委託費については、過去に実施した

ふつこう割などの消費喚起キャンペーんの際に実際に生じた費用を参考に計上したものであります

が、この金額はあくまで上限であり、実際に要した費用以外が支払われることはもちろんありません。事業目的に照らした効果が最大限發揮され

るよう、それぞれの担当省庁において適切な執行に努めさせる考えです。

持続化給付金の対象についてお尋ねがありまし  
た。

御指摘の性風俗関連特殊営業等については、災害時の各種支援も含めて、過去の国などによる補助制度において対象としていたなかつたことなどから、今般の給付金においても対象から除外させていただいたところです。他方で、今回の持続化給付金は中小企業のみならず、個人事業主やフリーランスの皆さんも対象としたところであり、必要とする皆さんにできる限り広く支援をお届けしていきたいと考えています。

学生支援緊急給付金についてお尋ねがありました。

今般新たに創設した学生支援緊急給付金については、朝鮮大学校を始めとする各種学校は対象としておりませんが、これは、本年四月からの高等教育の無償化や奨学金制度など、これまでの制度と同様の取扱いを継続したもので、この給付金は、一番身近で学生を見ている大学等が必要に応じて支給の可否を総合的に判断することとしています。このため、成績要件を満たさない留学生であっても、大学等が必要であると判断した場合には、給付金を支給することが可能な仕組みとなっています。

自然災害への対応についてお尋ねがありました。大雨など大規模な自然災害が発生し、避難をする場合、現下の状況においては、御指摘のとおり、避難所における三つの密の回避など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意する必要があります。

そこで、政府においては、地方自治体に対し、ホテルや旅館の活用等も含めた可能な限り多くの適正な実施を図つてまいります。

避難所の開設、発熱、せき等の症状が出た方々のための専用スペースの確保等について必要な要請等を行つてあるところです。また、今般の第二次

補正予算において、衛生用品やパーテーションなどの感染症対策に必要な物資の備蓄に要する費用を盛り込んでいます。加えて、災害時に二十四時

間緊急対応し、傷病者の受入れ等を行う災害拠点の整備を全国で進めしており、災害時の医療の受入れ体制をしっかりと整えています。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、自然災害に備え、自治体とも連携しながら対応に万全を期してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣梶山弘志君登壇、拍手) ○國務大臣(梶山弘志君) 德永エリ議員からの御質問にお答えをいたします。

「ゴー・ツー・キャンペーン事業についてのお尋ねがありました。同事業の事務局の公募については、事務局を一につすることで、広報を始め申請、審査、精算機能などの各キヤンペーンと共に通する機能を一体的に執行できるメリットがある一方、観光、飲食、イベントという各性質の異なる事業を統括する事務局の構造が複雑になってしまう可能性がある」といった課題が当初よりありました。昨今の国会や国民の皆様の御指摘を踏まえ、より事務局の構造を簡素にする必要があるとの判断に至り、「一旦、現在の一括による公募を止めること」といたしました。

特別定額給付金については、一日でも早く住民の皆様のお手元に届けられるよう、実施に当たる市區町村や関係機関の方々と協力して取り組んでまいりました。五月中に九九・九%の団体で給付が始まっています。また、五日前の六月三日時点

で全世帯の五分の一を超える約二一%の世帯について給付済みでござります。

前回の平成二十年度の定額給付金の際と共通する郵送申請で比較いたしますと、今回は、国の補正予算成立から約一か月の時点で当時の補正予算

持続化給付金の給付に要する時間と業務改善についてお尋ねがございました。

持続化給付金は、申請内容に不備や疑義がなければ、おおむね二週間程度で振り込みを行つております。他方、これまでの申請において、申請内

容と証拠書類の記載内容が異なるなど、何らかの不備や確認が必要な項目が一定程度存在していることから、それらの調整のために給付の順番が前後したり、給付に時間を要する場合があります。

申請をいただいた方に一日でも早く給付できるよう、これまで、例えば、申請開始当初から現

在までに事務局の審査体制を二倍程度に増強するとともにコールセンターを拡充し、全国五百か所の申請サポート窓口のほか、今後、全国二千二百か所の商工会、商工会議所に電子申請の支援体制を整備するなど、業務改善に努めてまいります。

引き続き、事業者の皆様に対してこうした制度について丁寧な周知に努めつつ、改善も図りつつ、可能な限り速やかな給付に全力で取り組んでまいります。(拍手)

(國務大臣高市早苗君登壇、拍手) ○國務大臣(高市早苗君) 德永エリ議員からは、まず、特別定額給付金の給付についてお尋ねがございました。

特別定額給付金については、一日でも早く住民の皆様のお手元に届けられるよう、実施に当たる市區町村や関係機関の方々と協力して取り組んでまいりました。五月中に九九・九%の団体で給付が始まっています。また、五日前の六月三日時点

で全世帯の五分の一を超える約二一%の世帯について給付済みでござります。

特別定額給付金は、日本国内に在住する外国人を含め、基準日において住民基本台帳に記録されている者を給付対象としています。在留資格のない仮放免中の外国人につきましては、不法残留等の退去強制事由に該当したために退去強制手続の対象となつた方々であり、帰住先の有無にかかわらず住民基本台帳に記録されておらず、給付対象者とはなりません。(拍手)

(國務大臣萩生田光一君登壇、拍手)

まず、学生支援緊急給付金の支給対象者の数の根拠についてお尋ねがありました。

今回の緊急的支援は、家庭から自立してアルバ

イト収入により学費等を賄つてゐる学生等を主対象としております。

こうした学生は基本的に自宅外生であると想定されるところ、高等教育の修学支援新制度が対象とする低所得世帯の自宅外生二十万人弱に加え、日本学生支援機構が行つてゐる学生生活調査において、自らのアルバイト収入のみで学費等を支出していると回答している学生数を基に、低所得世帯以外の自宅外生として二十万人弱を対象としたところです。

その上で、学生生活調査を参考に、自宅生においても一定の割合で経済的に自立している学生が中間所得層を含め存在することを想定した上で、最終的に約四十三万人と見込んでおります。

次に、学校における熱中症対策としての空調設備の設置についてお尋ねがありました。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり夏季休業中に登校日を設けたりすることが考えられ、各地方公共団体において、空調設備の有無に合わせた活動内容や給食の設定等にも留意をし、児童生徒や教職員の健康確保に十分配慮いたぐることが重要であると認識しております。

空調設備については、文科省では、平成三十年度第一次補正予算において新たな臨時特例交付金を創設し、希望した全ての地方公共団体に対し空調設備の設置に係る補助金を交付するなど、公立小中学校の空調設置に対し支援を行つてきており、普通教室におきましては令和元年度末の設置率は九割に達する見込みです。

また、令和二年度当初予算に加え、第一次補正予算においても、公立学校施設の特別教室等への空調設置に要する費用を計上するとともに、給食施設についてはその新增改築に係る補助のための

費用を計上しており、空調設備の設置についてもその中で可能な仕組みとなっています。

さらに、臨時的な対応として、第一次補正予算で創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により移動式エアコンなど導入が可能となっているほか、第二次補正予算案に、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援経費として調理員の熱中症対策に必要な経費を盛り込んでおります。

文科省としては、各地方公共団体からの相談等には丁寧に対応し、児童生徒や教職員の安全、安心の確保のための取組が進むよう、引き続きしっかりと支援をしてまいりたいと思います。（拍手）

〔國務大臣森まさこ君登壇、拍手〕  
○國務大臣（森まさこ君） 德永エリ議員にお答え申し上げます。

まず、入管収容施設の感染予防対策についてお尋ねがありました。

法務省では、専門家の御助言を得て感染防止マニュアルを取りまとめ、これに基づき入管収容施設の感染防止に取り組んでいます。

具体的には、各収容施設において職員のマスク着用や手洗い等を徹底すること、新規入所者については二週間程度既存の被収容者とは分離して収容することといった対策を講じるとともに、施設内での密集の回避及び収容余力の確保等のため、特に仮放免を行なうことが適当でない場合を除き、仮放免を積極的に活用しているところです。

次に、仮放免の運用と居宅の提供等についてお尋ねがありました。

先ほど申しだとおり、現在、入管収容施設内の密集回避などの観点から、仮放免の積極的活用を行つています。

仮放免は、退去強制手続において収容されてい

る者について、住所の指定などをした上で一時的に収容を解く制度です。

仮放免をされた外国人については、退去強制手続中であるため基本的に就労を認めておらず、保証人や家族等がその生計を支えることが想定されています。こうした現行制度を踏まえると、公的負担により御指摘のような居宅の提供や生計等の支援を行うことは困難であると考えています。（拍手）

○議長（山東昭子君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（山東昭子君） これより採決をいたしました。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の皆さん起立を求めます。

○議長（山東昭子君） 日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長山谷えり子さん。

○議長（山東昭子君） 〔賛成者起立〕

本案に賛成の皆さん起立を求めます。

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長山谷えり子さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長（山東昭子君） 〔賛成者起立〕

本案に賛成の皆さん起立を求めます。

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 日程第三 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及び消費者問題に関する特別委員長佐藤信秋さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長（山東昭子君） 〔賛成者起立〕

本案に賛成の皆さん起立を求めます。

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 〔賛成者起立〕

本案に賛成の皆さん起立を求めます。

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 〔賛成者起立〕

本案に賛成の皆さん起立を求めます。

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。（拍手）

等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

## 官報(号外)

なお、衆議院におきまして、附則の検討規定に、検討対象として、裁判手続における請求の取扱いを明記する修正が行われております。
委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、公益通報者及び通報対象事実の範囲を更に拡大する必要性、公益通報者への不利益取扱いに対する行政措置や刑事罰を導入する必要性、内部通報体制整備義務の実効性を確保する方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて質疑が行われました。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。  
 本案に賛成の皆さん起立を求めます。  
 ○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。  
 よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)  
 本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議員	音喜多駿君	梅村みづほ君	高木かおり君	下野六太君	片山大介君
議長	山東昭子君	小川敏夫君			

竹内 清水	眞二君 貴之君
三浦 石井	信祐君 章君
熊野 横山	正士君 信一君
松沢 新妻	成文君 秀規君
今井繪理子	金日子君 博昭君
高瀬 塩田	弘美君 進藤君
柘植 小野田	里見 紀美君
杉 岩井	滝沢 久武君
高橋 伊藤	芳文君 隆治君
室井 高橋	和田 德茂君
邦彦君 鮎木	光男君 雅之君
柴田 片山虎之助君	片山虎之助君
均君 梅村	浅田

竹内 清水	眞二君 貴之君
三浦 石井	信祐君 章君
熊野 横山	正士君 信一君
松沢 新妻	成文君 秀規君
今井繪理子	金日子君 博昭君
高瀬 塩田	弘美君 進藤君
柘植 小野田	里見 紀美君
杉 岩井	滝沢 久武君
高橋 伊藤	芳文君 隆治君
室井 高橋	和田 德茂君
邦彦君 鮎木	光男君 雅之君
柴田 片山虎之助君	片山虎之助君
均君 梅村	浅田

竹内 清水	眞二君 貴之君
三浦 石井	信祐君 章君
熊野 横山	正士君 信一君
松沢 新妻	成文君 秀規君
今井繪理子	金日子君 博昭君
高瀬 塩田	弘美君 進藤君
柘植 小野田	里見 紀美君
杉 岩井	滝沢 久武君
高橋 伊藤	芳文君 隆治君
室井 高橋	和田 德茂君
邦彦君 鮎木	光男君 雅之君
柴田 片山虎之助君	片山虎之助君
均君 梅村	浅田

竹内 清水	眞二君 貴之君
三浦 石井	信祐君 章君
熊野 横山	正士君 信一君
松沢 新妻	成文君 秀規君
今井繪理子	金日子君 博昭君
高瀬 塩田	弘美君 進藤君
柘植 小野田	里見 紀美君
杉 岩井	滝沢 久武君
高橋 伊藤	芳文君 隆治君
室井 高橋	和田 德茂君
邦彦君 鮎木	光男君 雅之君
柴田 片山虎之助君	片山虎之助君
均君 梅村	浅田

竹内 清水	眞二君 貴之君
三浦 石井	信祐君 章君
熊野 横山	正士君 信一君
松沢 新妻	成文君 秀規君
今井繪理子	金日子君 博昭君
高瀬 塩田	弘美君 進藤君
柘植 小野田	里見 紀美君
杉 岩井	滝沢 久武君
高橋 伊藤	芳文君 隆治君
室井 高橋	和田 德茂君
邦彦君 鮎木	光男君 雅之君
柴田 片山虎之助君	片山虎之助君
均君 梅村	浅田

竹内 清水	眞二君 貴之君
三浦 石井	信祐君 章君
熊野 横山	正士君 信一君
松沢 新妻	成文君 秀規君
今井繪理子	金日子君 博昭君
高瀬 塩田	弘美君 進藤君
柘植 小野田	里見 紀美君
杉 岩井	滝沢 久武君
高橋 伊藤	芳文君 隆治君
室井 高橋	和田 德茂君
邦彦君 鮎木	光男君 雅之君
柴田 片山虎之助君	片山虎之助君
均君 梅村	浅田



<p>個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一 部を改正する法律</p> <p>同日内閣から、エネルギー政策基本法第十二条の規定に基づく令和元年度工エネルギーに関する年次報告書を受領した。</p> <p>同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく令和元年度の人事院の業務状況報告書を受領した。</p> <p>同日議長は、モハ・アンド・バーゲル・ガリバーフ・イラン・イスラム共和国議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。</p> <p>審査報告書</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>令和二年六月五日</p> <p>政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 山谷えり子</p> <p>参議院議長 山東 昭子殿</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入する等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。</p> <p>一、費用</p> <p>本法施行のため、別に費用を要しない。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。</p> <p>令和二年六月一日</p> <p>衆議院議長 大島 理森</p>
<p>公職選挙法の一部を改正する法律案 第九十二条第一項中「町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか」を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。</p> <p>九 町村の議会の議員の選挙十五万円</p>	<p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p>
<p>公職選挙法の一部を改正する法律案 第九十三条第一項各号列記以外の部分中「都道府県を「地方公共団体」に改め、「市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に」を削り、同項第三号中「都道府県又は市」を「地方公共団体」に改める。</p> <p>第一百四十二条第八項中「都道府県の」を「地方公共団体の」に、「都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれを「地方公共団体は」に改める。</p> <p>第一百四十二条第七号中「八百枚」の下に「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚」を加え、同条第十一項中「都道府県の」を「地方公共団体の」に、「都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれを「地方公共団体は」に改める。</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、最近における国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関する法令に違反する事実の発生状況等に鑑み、これらの法令の規定の遵守を図るために、公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化を行うとともに、事業者に対して公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置をとることを義務付ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。</p> <p>二、内規の制定</p> <p>本法律案は、最近における国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関する法令に違反する事実の発生状況等に鑑み、これらの法令の規定の遵守を図るために、公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化を行うとともに、事業者に対して公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置をとることを義務付ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。</p> <p>三、役員による事業者外部に対する公益通報の保護要件として求められる調査は正措置について、役員による公益通報を過剰に抑制するようないし、内部通報制度に対する労働者等の信頼性を高め、かつ、内部通報制度の導入に向けた事業者のインセンティブの向上を図るため、第三者認証制度の創設も含め、内部通報制度認証の更なる普及促進を図ること。</p> <p>四、内規の制定</p> <p>本法に基づき内閣総理大臣が定める指針において内部通報体制整備義務の内容を定めるに当たっては、法令遵守の促進の観点に加え、通報者への不利益取扱いの防止や通報者の氏名等の秘密の保持など通報者保護の観点を明確化するほか、内部通報に関する具体的な記録の作成、保管等を通じて、各事業者における内部通報制</p>	<p>（適用区分）</p> <p>この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例による。</p>
<p>一、費用</p> <p>本法律施行のため、別に費用を要しない。</p> <p>附帯決議</p> <p>政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。</p> <p>一、本法の改正趣旨や各条項の解釈等について、現行の公益通報者保護法及び公益通報窓口とともに、労働者、退職者、役員、事業者、地方公共団体、関係行政機関等に十分周知徹底すること。周知に当たっては、公益通報者として保護される要件を分かりやすく解説するとともに、公益通報者保護法の認知度が上がらなかつた要因を分析し、それを解消する工夫を図ること。</p> <p>二、内部通報制度に対する労働者等の信頼性を高め、かつ、内部通報制度の導入に向けた事業者のインセンティブの向上を図るため、第三者認証制度の創設も含め、内部通報制度認証の更なる普及促進を図ること。</p> <p>三、役員による事業者外部に対する公益通報の保護要件として求められる調査は正措置について、役員による公益通報を過剰に抑制するようないし、内部通報制度に対する労働者等の信頼性を高め、かつ、内部通報制度の導入に向けた事業者のインセンティブの向上を図るため、第三者認証制度の創設も含め、内部通報制度認証の更なる普及促進を図ること。</p> <p>四、内規の制定</p> <p>本法に基づき内閣総理大臣が定める指針において内部通報体制整備義務の内容を定めるに当たっては、法令遵守の促進の観点に加え、通報者への不利益取扱いの防止や通報者の氏名等の秘密の保持など通報者保護の観点を明確化するほか、内部通報に関する具体的な記録の作成、保管等を通じて、各事業者における内部通報制</p>	<p>（施行期日）</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p>





く命令をいう。第十条第一項において同じ。」を削り、同条第三項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 第六条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として第二条第一項第四号に定める事業者から役員を解任された者が当該事業者に対し解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨の他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(役員を解任された場合の損害賠償請求)

第六条 役員である公益通報者は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として第二条第一項第四号に定める事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該通報に対する公権限を有する行政機関等に対する公益通報
- イ 調査は正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ロ 通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信するに足りる相当の理由がある場合
- (3) 役務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
- 口 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信するに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に對する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信するに足りる相当の理由がある場合
- 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信するに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に

対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信するに足りる相当の理由がある場合

三 次のいずれかに該当する場合 その者に對し通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ 調査は正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(1) 前二号に定める公益通報をすれば当該任、報酬の減額その他不利益な取扱いを受けると信するに足りる相当の理由がある場合

(2) 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造成され、又は変造されるおそれがあると信するに足りる相当の理由がある場合

(3) 役務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

第六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定に違反している事業者に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(公表)

第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定に違反している事業者に対し、前

条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

別表第八号中「かかる」を「関わる」に改める。

附 則

第二条 この法律による改正後の公益通報者保護法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行後にされる新法第二条第一項に規定する公益通報について適用し、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益通報者保護法第二条第一項に規定する公益通報については、なお従前の例による。

第三条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、新法第十一条第四項から第七項までの規定の例により、事業者がとるべき措置に関する指針を定めることができる。

第七条 第二条第一項各号に定める事業者は、第三条各号及び前条各号に定める公益通報によつて損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない。

本則に次の二章を加える。

第四章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第十五条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第二項(これららの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に關し必要があると認めるときは、事業者に對して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第二十一条 第十二条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

委任する。

(適用除外)

第二十条 第十五条及び第十六条の規定は、国及び地方公共団体に適用しない。

第五章 罰則

第十七条 内閣総理大臣は、この法律の規定に基づく事務に關し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供)

第十八条 内閣総理大臣は、公益通報及び公益通報者の状況に関する情報その他その普及が公益通報者の保護及び公益通報の内容の活用による国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に關わる法令の規定の遵守に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(権限の委任)

第十九条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を消費者庁長官に

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第十一条第四項の規定により定められたものとみなす。





省において、令和三年度大学入学者選抜について、「高等学校等の臨時休業の実施等に配慮した令和三年度大学入学者選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜の実施について(通知)」(令和二年五月十四日付け二文科高第百六十一号文部科学省高等教育局長通知)を発出し、総合型選抜及び学校推薦型選抜における配慮事項として、新型コロナウィルス感染症の拡大防止に留意しつつ、「ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出」を取り入れた多様な選抜方法の工夫が考えられること等を示しているところである。

さらに、お尋ねの「就職活動」の「オンライン化」については、採用活動を行う企業等において判断されるべきものであるが、政府としては、令和二年四月十日に、令和二年度の卒業・修了予定者の就職・採用活動等への特段の配慮として、一般社団法人日本経済団体連合会等に対し、多様な通信手段を活用した面接や試験を実施すること等に関する要請を行ったところである。

黒川弘務前東京高検検事長の賭けマージャンに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿 鈴木 宗男

号文部科学省高教教育局長通知)を発出し、総合型選抜及び学校推薦型選抜における配慮事項として、新型コロナウィルス感染症の拡大防止に留意しつつ、「ICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出」を取り入れた多様な選抜方法の工夫が考えられること等を示しているところである。

黒川弘務前東京高検検事長が賭けマージャンをしていた事が明らかになり、五月二十二日に辞職したが、検察庁、検察官の在り方に關し、質問する。

一 独立性、正義を口にする検察官であるが、黒川氏以外、検事正以上で賭けマージャンをした事がある者がいるかどうか調査し、国民に明らかにするべきだと考えるが、森まさこ法務大臣の見解如何。

二 「賭けマージャンは常態化している」と、検察官と賭けマージャンをした事があるマスクミニ経験者から声が寄せられている。法務省課長級以上、地方検察庁では部長以上の職にあたる者で、賭けマージャンをしていた者がいるかどうか調査するべきだと考えるが、森まさこ法務大臣の見解如何。

三 檢察官にとり、新聞、テレビ、雑誌、いわゆるジャーナリストを含む報道関係者は利害関係者であるか。

四 報道では約三年前から朝日新聞の記者(社員)、産経新聞の記者が黒川氏との賭けマージャンに参加したとするが、更に遡り、新聞、テレビ、雑誌、いわゆるジャーナリストを含む報道関係者が、黒川氏と賭けマージャンをしていたかどうか調査したのか、明らかにされたい。

黒川弘務前東京高検検事長の賭けマージャンに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿 鈴木 宗男

額と言えないレートでした」と答弁しているが、何を基準に「社会の実情をみましたところも、必ずしも高額と言えないレート」と答弁したのか明らかにされたい。

国家公務員倫理法では、三種類の報告制度が定められている。その中の贈与等の報告で、五千円を超える贈与について報告する事になつているが、国家公務員倫理法が出来てから検察官の報告はあるか。

あるとするならば、今まで何件報告があるか、国家公務員倫理法第六条、又、国家公務員倫理規程第十一條に基づき、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

令和二年六月五日

参議院議長 山東 昭子殿 内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議員鈴木宗男君提出黒川弘務前東京高検事長の賭けマージャンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出黒川弘務前東京高検事長の賭けマージャンに関する質問に対する答弁書

黒川弘務元東京高等検察院検事長(以下「黒川氏」という。)以外の検察官及び法務省職員が、金錢を賭けた麻雀を行つたことがあるという事実の有無については、御指摘のような調査が必要な状況であるとは考えていない。

お尋ねの「利害関係者」が国家公務員倫理規程

額と言えないレートでした」と答弁しているが、何を基準に「社会の実情をみましたところも、必ずしも高額と言えないレート」と答弁したのか明らかにされたい。

「利害関係者」には該当しないものと考えている。

法務省における黒川氏に対する調査においては、黒川氏が、令和二年五月一日頃及び同月十三日頃に、東京都内で金錢を賭けた麻雀を行つたことを確認しているほか、これらの機会以外において、黒川氏が金錢を賭けた麻雀を行つた事実の有無についても確認を行つた。

五について

お尋ねの「何を基準に」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の川原法務省刑事局長の答弁については、法務省における懲戒処分等の先例を踏まえ、麻雀の賭け金の額を含む事案の内容等諸般の事情を総合的に考慮して答弁したものである。

六について

お尋ねについて、関係する資料の保存期間が経過しているものもあり、また、調査に膨大な作業を要することから、網羅的にお答えすることは困難であるが、平成二十六年四月一日から令和二年五月二十九日までの間ににおいて、  
①国家公務員倫理法第六条第一項の規定に基づき法務大臣に提出された検察官の贈与等報告書及び②同項の規定に基づき法務大臣の委任を受けた者に提出された検察官の贈与等報告書で同条第二項の規定に基づきその写しが国家公務員倫理審査会に送付されたものの合計は、二千八百九件である。

(平成十二年政令第二百一號)第二条第一項に規定

持続化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿 德永 工リ

持続化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されることがありますに関する質問主意書

官報(号外)

政府は新型コロナウイルス感染症による影響を受けていたる事業者や個人事業主に対し、事業の継続を支え、再起の糧としていたくため、事業全般に広く使える持続化給付金の支給を決定し、既に令和二年五月からその支給を開始している。しかしながら、ソーブランド、デリヘル、テレクラといった風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行つたる事業者は支給対象外となつておらず、職業差別的な運用が行われている。

右を踏まえて、以下質問する。

一 性風俗関連特殊営業を行つたる事業者を支給対象外とする理由について、政府は、「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られにくいのではないか」ということとを踏襲して、今回も対象外としている旨の答弁を一貫して行つてはいる。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による被害が誰の責任にも歸することができないという特殊性に鑑みれば、今回についても、過去と同様に、国民の

四 政府は、個人事業主として、性風俗関連特殊営業に従事する者は持続化給付金の対象とする一方で、それらを行う事業者は対象外としている。そうした非対称的な運用の妥当性や論拠について、政府の見解を伺う。

五 個人事業主として、性風俗関連特殊営業に従事する者とそれらを行う事業者の経済的な関係は運動しているものであり、現在の運用が統けば、働き先を失う者が多発する可能性も否定できない。ひとり親で子供を育てる必要に迫られた場合に、性風俗関連特殊営業を行つたる事業者が除外されることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

六 性風俗関連特殊営業を行つたる事業者は持続化給付金のみならず、固定資産税等の軽減措置や資金繰り支援等、政府が講じるあらゆる支援措置の対象外となっている。その理由が「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られない」という点は、何を根拠に提出する。

七 仮に、性風俗関連特殊営業を行う事業者が暴力団等の反社会勢力と結びついているから対象から外しているのだとすれば、それは安易な印象論に過ぎないと考えられ、そういうた事業者には現実的にはかなり少數にとどまるのではないか。この点に関して、統計的な事実があるのであれば、お示し願いたい。

八 性風俗関連特殊営業を行う事業者は、他の事業者と同様に等しく納税を行つてはいる。その一方で、持続化給付金の対象から性風俗関連特殊営業を除外するという差別的な取扱いは、憲法第十四条に規定する法の下の平等に反するのではないかと思われるが、こうした疑惑に対する政府の見解を伺う。

令和二年六月五日

参議院議長 山東 昭子殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員徳永工リ君提出持続化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

九 地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月二十六日

参議院議長 山東 昭子殿 吉川 沙織

十 地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月二十六日

十一 地方公共団体の自治事務について国が法令で実施やその方法を縛る義務付け・枠付けは、第二次地方分権改革において見直しが進められてきた。

これに關し、以下質問する。なお、本院においては質問主意書に対する答弁延期等に関する議院運営委員会決定はないこと、各議院の自律性が尊重されるべきことに留意し、現下の状況を踏まえ、必要がある場合には、国会法第七十五条第二項後段に基づく答弁延期を躊躇なく活用されたい。

一 地方公共団体に対し計画等の策定を義務付ける規定について、地方分権改革推進委員会の第三次勧告(平成二十一年十月七日。以下「第三次勧告」という。)では、規定の廃止、「できる」規定化又は努力義務化のいずれかの措置を講ずることとしている。これに關し、地方公共団体からは、計画等の策定に関する規定を有する法律が増加していること、当該法律における(1)計画等の策定を義務付ける規定、(2)計画等の策定を努力義務とする規定のうち、(3)の割合が増加傾向にあること等が指摘されている。

1 (1)から(3)のそれぞれについて、当該規定を含む法律の数及び当該規定を定める条項の数を把握しているか明らかにされたい。把握している場合、それぞれの件数を明らかにされたい。

2 (3)の割合が増加傾向にあるとの指摘について政府の見解を明らかにされたい。また、(3)の増加傾向は、(1)を(3)とする法改正が行われたことによるだけでなく、(3)を定める条項を創設する法改正が増加していることも要因であると考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

3 (1)、(2)又は(3)を創設する条項を含む新規制定法律について、平成二十二年以降の件数をそれぞれ年ごとに明らかにされたい。

その際、閣法か議員立法かを區別されたい。

当該件数を把握していない場合、地方公共団体から前述の指摘及び後記二の指摘がなされることは踏まえ、今後把握し、公表すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 前記一の(2)及び(3)について、計画等を策定することが財政措置の条件となっている、策定状況が国から公表される等の理由から、実態としては前記一の(1)と変わらない旨の指摘が地方公共団体からなされている。政府は当該指摘のような実態となっていることを認識しているか明らかにされたい。認識している場合、前記一の(2)及び(3)が、実態としては前記一の(1)と変わらない形で機能することのないよう、いわゆる提案募集方式に基づく地方からの提案等を待つまでもなく、政府が主体的に法制上及び運用上の対応をとるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 第三次勧告では、「義務付け・桦付けに関する立法の原則」との項目において、「将来的にもこの見直しの実効性を担保するため、今後、制定、改正される法律は、今次の地方分権改革で定立した義務付け・桦付けに係る國の立法に関する原則、すなわち、第二次勧告(中略)で明らかにしてある、義務付け・桦付けの見直しの具体的な方針に沿つたものとなるよう、すべきである。このためには、地方分権改革推進計画において、この義務付け・桦付けに関する原則を明確に位置付けるべきである。」とし、「さらにも、今後、この原則について法律上明確にするに、今後、この原則について法律上明確にすることも検討すべきである。」としている。

1 地方分権改革推進計画(平成二十一年十二月十五日閣議決定)においては、当該「義務付け・桦付けに関する原則」は明記されていないよう見受けられるが、この理由を明らかにされたい。

2 前記四はあくまで「政府部内の手続」であるが、その内容を明らかにされたい。検討したことが実現しなかつた場合、その理由を明らかにされたい。

3 閣法については、「義務付け・桦付けに係る國の立法に関する原則」及び「義務付け・桦付けの存置を許容する場合等のマルクマール」への該當性の判断をしているか明らかにされたい。

2 地方分権改革推進計画以後の政府によると地方分権改革の取組の中で、当該「義務付け・桦付けに関する原則」を閣議決定又は法律上明確にすることを検討したことがあれば、その内容を明らかにされたい。検討したことがない場合、あるいは、検討したことはあるが実現しなかつた場合、その理由を明らかにされたい。

4 第三次勧告では、「チェックのための仕組み」との項目において、「今後、政府が国会に提出する法律案について、この義務付け・桦付けに関する立法の原則に沿つたものとなるよう、各府省における法案の立案段階でこの原則をチェックする政府部内の手續を確立すべきである。」としている。

1 当該「政府部内の手続」が各府省において確立されているか明らかにされたい。確立されている場合、具体的にどのような手続により第三次勧告にいう「義務付け・桦付けに関する立法の原則」をチェックしているのか説明されたい。確立されていない場合、その理由を明らかにされたい。

5 前記四はあくまで「政府部内の手続」であつて、議員立法はその範疇から外れる。したがつて、議員立法についても「義務付け・桦付けに関する立法の原則」に沿つているものとなるようにするためには、同原則を法律上明確にすることが必要であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

6 地方自治法第二百六十三条の三第五項は、いわゆる事前情報提供制度を規定しており、各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、地方六団体が内閣に意見を申し出ることができるよう、地方六団体に対して当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとされている。

2 閣法の法令協議においては、地方分権改革を所掌する内閣府、あるいは、地方自治を所掌する総務省が、地方公共団体の自主性の強化や自由度の拡大の観点から必要な意見を述べるものと考えるが、両府省は、当該閣法が「義務付け・桦付けに係る國の立法に関する原則」に沿つたものとなつてゐるかの確認や、地方分権改革推進委員会の第二次勧告(平成二十年十二月八日)にいう「義務付け・桦付けの存置を許容する場合等のマルクマール」に該当するか政府の見解を明らかにされたい。

1 同制度に基づく情報提供の時期について、第三次勧告では、具体例を挙げた上で、地方六団体が「法律案の内容を知り、それに意見を提出した場合、地方側の意見を踏まえた法律案の修正等が可能な時期とすべきである。」

としている。各大臣が第三次勧告に沿つた時期に情報提供しているか実状を明らかにされたい。また、各大臣が情報提供をしているか、その時期が適切であるかを内閣府又は総務省が常時把握する仕組みとなっているか明らかにされたい。

3 前記二の指摘のように、法律の条文上は地方公共団体に事務又は負担を義務付ける規定とはなつていても、実態としては義務付けと変わらない場合がある。したがつて、閣法については、地方公共団体に事務又は負担を義務付ける規定の有無にかかわらず、地方六団体による意見具申を踏まえた修正等を行うことができるよう、その内容を前記六の2の第三次勧告がいう時期に情報提供することが適当であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

令和二年六月五日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員吉川沙織君提出地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「計画等の策定を義務付ける規定」、「計画等の策定を「できる」とする規定」及び「計画等の策定を努力義務とする規定」の件数等については把握していないが、今後、その件数等

の把握について検討してまいりたい。

二について  
地方公共団体に対する計画等の策定の義務付け等については、例えば、令和二年五月十九日に開催された国と地方の協議の場において、地方六団体から、「地方団体に対しても新たな計画の策定・・・等を・・・実質的に全国一律に義務付けている例が見られる」との認識が示されていることは承知しているが、お尋ねの「実態」については網羅的には把握していない。

三について  
「地方分権改革推進計画」(平成二十一年十一月十五日閣議決定)において、御指摘の「義務付け・桦付けに係る國の立法に関する原則」及び「義務付け・桦付けの存置を許容する場合等のメルクマール」に抵触するものは国会に提出されない」というものではない。

四の3について  
内閣提出法律案は、御指摘のよう 「[義務付け・桦付けに係る國の立法に関する原則]及び[義務付け・桦付けの存置を許容する場合等のメルクマール]」に抵触するものは国会に提出されない」というものではない。

五について  
お尋ねは、議員立法に関する事項であり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

六の1について  
御指摘の「前記一の(2)及び(3)」には様々な内容のものが含まれると考えられ、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第五項に規定する「地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策」には、施策を行うかどうかは地方公共団体の裁量によるが、当該施策を行う場合に事務又は負担の義務付けがあるものも含まれるものと解しているところである。

六の2の前段及び3について  
御指摘の「法律の条文上は地方公共団体に事務又は負担を義務付ける規定とはなつていても、実態としては義務付けと変わらない場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「情報提供の時期」については、地方自治法第二百六十三条の三第五項に規定する「地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合」には、同項の規定に基づき、各大臣において適切に判断しているものと認識している。

六の2について  
各大臣による御指摘の「情報提供」の状況につ

いては、内閣府又は総務省が「常時把握する仕組みとはなつてないが、地方自治法第二百六十三条の三第五項に規定する「適切な措置」が講じられるよう、総務省において、各府省に対し、「地方自治法第二百六十三条の三第五項の連合組織に対する情報提供制度の適切な運用について」(平成二十年十月三十一日付け總行行第百四十八号総務省自治行政局長通知)を発出するなどの対応をしているところである。

時限立法に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。  
令和二年五月二十六日  
参議院議長 山東 昭子殿 吉川 沙織

時限立法に関する質問主意書  
有効期間が条文に規定され、その期間の終期に到来とともに効力を失う、いわゆる時限立法について、以下質問する。なお、本院においては質問主意書に対する答弁延期等に関する議院運営委員会理事会決定はないこと、各議院の自律性が尊重されるべきことに留意し、現下の状況を踏まえ、必要がある場合には、国会法第七十五条第二項後段に基づく答弁延期を躊躇なく活用されたい。

四の1について  
御指摘の「政府部内の手続」については、「地域主権推進大綱」等に基づき、各府省の大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行なうなどの対応をしているところである。

四の2について  
御指摘の「閣法の法令協議」において、内閣府及び総務省は、御指摘の「確認」、「判断」等を行なうように意見述べるなどしているところである。

今後とも、地方分権改革推進委員会の累次の勧告等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

参議院議員吉川沙織君提出地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「計画等の策定を義務付ける規定」、「計画等の策定を「できる」とする規定」及び「計画等の策定を努力義務とする規定」の件数等については把握していないが、今後、その件数等

の把握について検討してまいりたい。

二について  
内閣提出法律案は、御指摘のよう 「[義務付け・桦付けに係る國の立法に関する原則]及び[義務付け・桦付けの存置を許容する場合等のメルクマール]」に抵触するものは国会に提出されない」というものではない。

三について  
お尋ねは、議員立法に関する事項であり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四の3について  
内閣提出法律案は、御指摘のよう 「[義務付け・桦付けに係る國の立法に関する原則]及び[義務付け・桦付けの存置を許容する場合等のメルクマール]」に抵触するものは国会に提出されない」というものではない。

五について  
お尋ねは、議員立法に関する事項であり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

六の1について  
御指摘の「前記一の(2)及び(3)」には様々な内容のものが含まれると考えられ、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第五項に規定する「地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策」には、施策を行うかどうかは地方公共団体の裁量によるが、当該施策を行う場合に事務又は負担の義務付けがあるものも含まれるものと解しているところである。

六の2の前段及び3について  
御指摘の「法律の条文上は地方公共団体に事務又は負担を義務付ける規定とはなつていても、実態としては義務付けと変わらない場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「情報提供の時期」については、地方自治法第二百六十三条の三第五項に規定する「地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合」には、同項の規定に基づき、各大臣において適切に判断しているものと認識している。

六の2について  
各大臣による御指摘の「情報提供」の状況につ

官報(号外)

三 前記二の立案に当たり、各府省が留意すべき事項等を記載するなど時限立法を立案する際の指針となる政府の文書が存在する場合、その名稱と内容を明らかにされたい。

四 時限立法は、一般に、行政、財政、税制又は金融上の特別措置を始めとする、政策資源の集中的な投入を誘引する規定が設けられている。これは、当該時限立法の政策目的をその有効期間内に達成するためと解されるが、他方、有効期間が限定された、恒久的な措置ではないからこそ、当該規定を設けることが正当化されるとも考えられる。この点、政府の見解を明らかにされたい。

五 時限立法の中には、有効期間の延長が繰り返され、前記四の規定に基づく時限的な特別措置が事実上恒久的な措置として機能しているものが見受けられる。時間の経過とともに優先度が低くなっているにもかかわらず政策資源が漫然と投入し続けられ、その分、他の政策に資源が振り向かれないという事態を惹起しかねない。したがって、閣法か議員立法かを問わず、既存の時限立法の有効期間を延長することについては、その当否を立案の段階で慎重に検討しなければならないと考えるが、政府の見解を示されたい。また、そのために講じている政府の方策を明らかにされたい。

右質問する。

令和二年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉川沙織君提出時限立法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出時限立法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「時限立法」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。その上で申し上げれば、令和二年五月二十六日現在で効力を有する法律のうち、その条文に「この法律は、・・・日限り( )その効力を失う。」又は「この法律は、・・・を経過した日に( )その効力を失う。」との規定を設け、法律全体について一定の終期を定めたものは、二十九件である。

二及び五について

お尋ねの「時限立法」及び「事実上恒久的な措置として機能している」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。その上で申し上げれば、一についてでお答えした二十九件の法律のうち、内閣提出法律案としてその効力を失う日を定め、又はその効力を失う日を延長したもののについては、当該法律を提出する理由に応じて適切にこれらの日を定めたものと考えている。

三について

お尋ねの「時限立法」及び「指針」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「時限立法」、「行政、財政、税制又は金融上の特別措置を始めとする、政策資源の集中的な投入を誘引する規定」と「有効期間が限定された、恒久的な措置ではない」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

令和二年六月八日

参議院会議録第二十三号

明治三十五年三月三十日  
郵便物規可日

発行所
二東京市千五百五番五号港區虎ノ門二五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本号一部 一三二円